

平成24年第3回砂川市議会定例会

平成24年9月12日(水曜日)第3号

○議事日程

- 開議宣告
- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第11号 石狩川流域下水道組合規約の変更について
議案第10号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第13号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第15号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第16号 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて
議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて
議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて
議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて
議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて
- 日程第 6 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 7 報告第 1号 平成23年度砂川市健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 2号 平成23年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について
報告第 3号 平成23年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
- 日程第 9 報告第 4号 監査報告
報告第 5号 例月出納検査報告
- 日程追加 議会運営委員の欠員補充の選任について
- 日程第10 意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書に

ついて

意見案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

意見案第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書について

閉会宣告

○本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

沢 田 広 志 君

増 山 裕 司 君

日程第 2 議案第11号 石狩川流域下水道組合規約の変更について

議案第10号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について

日程第 3 議案第13号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 4 議案第15号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 5 議案第16号 平成23年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについて

議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについて

日程第 6 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 7 報告第 1号 平成23年度砂川市健全化判断比率の報告について

日程第 8 報告第 2号 平成23年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について

- 報告第 3号 平成23年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告について
日程第 9 報告第 4号 監査報告
報告第 5号 例月出納検査報告

(日程追加)

議会運営委員の欠員補充の選任について

- 日程第 10 意見案第 1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について
意見案第 2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について
意見案第 3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書について

○出席議員(13名)

| | | | |
|----|-----------|-----|-------------|
| 議長 | 東 英 男 君 | 副議長 | 飯 澤 明 彦 君 |
| 議員 | 一ノ瀬 弘 昭 君 | 議員 | 増 山 裕 司 君 |
| | 増 井 浩 一 君 | | 水 島 美 喜 子 君 |
| | 多比良 和 伸 君 | | 土 田 政 己 君 |
| | 小 黒 弘 君 | | 北 谷 文 夫 君 |
| | 尾 崎 静 夫 君 | | 沢 田 広 志 君 |
| | 辻 勲 君 | | |

○欠席議員(1名)

議員 増 田 吉 章 君

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | |
|---------------|---------|
| 砂 川 市 長 | 善 岡 雅 文 |
| 砂川市教育委員会委員長 | 高 橋 仁 美 |
| 砂川市監査委員 | 奥 山 昭 |
| 砂川市選挙管理委員会委員長 | 其 田 晶 子 |
| 砂川市農業委員会会長 | 奥 山 俊 二 |

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|-----------|---------|
| 副 市 長 | 角 丸 誠 一 |
| 市 立 病 院 長 | 小 熊 豊 |

| | |
|---------------|-------|
| 総務部 兼 会計管理 部長 | 湯浅 克己 |
| 市民部 部長 | 高橋 豊 |
| 経済部 部長 | 栗井 久司 |
| 経済部 審議 監 | 田伏 清巳 |
| 建設部 部長 | 金田 芳一 |
| 建設部 審議 監 | 古木 信繁 |
| 建設部 技 監 | 山梨 政己 |
| 市立病院事務局 長 | 小俣 憲治 |
| 市立病院事務局 審議 監 | 佐藤 進 |
| 市立病院事務局 審議 監 | 氏家 実 |
| 総務課 長 | 安田 貢 |
| 広報広聴課 長 | 熊崎 一弘 |

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|---------|-------|
| 教 育 長 | 井上 克也 |
| 教 育 次 長 | 森下 敏彦 |

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|----------|-------|
| 監査事務局 局長 | 中出 利明 |
|----------|-------|

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|--------------|-------|
| 選挙管理委員会事務局 長 | 湯浅 克己 |
|--------------|-------|

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

| | |
|------------|-------|
| 農業委員会事務局 長 | 栗井 久司 |
|------------|-------|

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

| | |
|-----------|--------|
| 事 務 局 長 | 河端 一寿 |
| 事 務 局 次 長 | 高橋 伸二 |
| 事 務 局 主 幹 | 佐々木 純人 |
| 事 務 局 主 幹 | 吉川 美幸 |

開議 午前10時00分

開議宣告

○議長 東 英男君 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の届け出のあった方を事務局長に報告させます。

事務局長。

○議会事務局長 河端一寿君 本日の会議に欠席と届け出のありました議員は、増田吉章議員であります。

○議長 東 英男君 議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 一般質問

○議長 東 英男君 日程第1、一般質問を前日に引き続き行います。

沢田広志議員。

○沢田広志議員（登壇） おはようございます。それでは、通告に従いまして、大きく2点について一般質問をしてまいります。

大きな1点目としまして、中心市街地活性化協議会で商業街路灯の建てかえの検討についてであります。近年の市内商店街を歩いてみると、閉店、廃業による空き店舗や空き地がふえつつあり、そして市内の小売店舗数が減少傾向にあること、同時に各商店会での会員数が減り、商店街自体の体力が弱くなってきたことを感じ、元気であったころの商店街が疲弊してきている様子を真摯に受けとめざるを得ない状況であります。極端な言い方がかもしれませんが、まちの顔である既存の商店街が少しずつ崩壊し、まち全体が衰退しているようにも見えてなりません。特に商店街の中で商業街路灯の老朽化が目立ち、昼間は余りにも古さが目立ち、夜間になると暗さを感じ、街路灯の倒壊による安全への不安など、まちの顔である商店街が暗いイメージとして市内外の人たちへ映し出されていると考えます。

そこで、商店街の暗いイメージを払拭すべく、中心市街地活性化に向けてまちの顔である商店街のイメージアップ向上を目指し、商業街路灯を環境に配慮した節電や維持管理の軽減に効果のあるLED照明への建てかえを進めるべく、まちなかのにぎわいづくりや商店街振興について考えている中心市街地活性化協議会にて検討協議が必要と考えるが、その取り組みについて伺います。

大きな2点目ではありますが、暴力団排除条例についてであります。暴力団排除条例は、暴力団を社会から排除することで地域住民の安全や平穏を守り、健全な事業活動を推進していくものと言われ、全国的に条例を定める都道府県や自治体がふえつつあり、北海道では平成23年4月から北海道における道民の安全で平穏な生活の確保、社会経済活動の健全な発展、青少年の健全な育成を図るために、北海道暴力団の排除の推進に関する条例が

施行されました。

そこで、市として暴力団排除条例の制定が必要と考えますが、その取り組みについて以下のとおり伺います。

小さな1点目として、暴力団ないしその構成員が市民の間での交通事故や金銭トラブルに対して、仲介を口実にいわゆる介入行為、介入暴力を行ったとされることが発生しているのか、発生していた場合の発生件数について。

小さな2点目として、仮に暴力団ないし暴力団員から何らかのおどしを受けたりトラブルに巻き込まれた場合、安心して相談できる体制は必要と考えるが、具体的にはどこに相談するのが最も適切なのかについて。

小さな3点目として、暴力団排除条例制定の考え方についてをお伺いをいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長 東 英男君 経済部審議監。

○経済部審議監 田伏清巳君（登壇） それでは、大きな1番の中心市街地活性化協議会で商業街路灯の建てかえの検討についてご答弁を申し上げます。

砂川市商業街路灯補助規則に基づく商業街路灯の定義は、対象区域が国道12号沿いの北6丁目から南11丁目まで、道道駅前停車場線、市道西1条通りの北2丁目から南1丁目までであり、設置基準は金属製またはコンクリート製で設置間隔が30メートル以上であることや照明器具が地上から4.5メートル以上に設置されていることとされています。この定義に基づく商業街路灯を設置し、維持管理する団体は、町内会、期成会、商店会等の12団体であり、それぞれが管理する商業街路灯の合計は111基となっております。市では、設置時に当該補助規則に基づき、工事費の2分の1の補助や年間電気料の100%の補助などの支援措置を講じております。111基のうち81基は昭和の時代に、30基は平成に入り設置されていますが、最も古いものは昭和30年代の設置であることから、議員ご指摘のとおり老朽化による安全面の不安や照度の低下などがまちのメイン通りのイメージに影響しているものと認識しているところであります。老朽化した商業街路灯の建てかえを想定した場合、市の補助規則に基づく設置に係る補助は、設置者である団体が工事費の2分の1を負担することになります。また、国の補助制度につきましては、民間において商店街の活性化のための一体的な施設整備を行う計画作成が条件となる上、費用の負担も発生いたします。さらに、北海道の補助制度につきましては、省エネに係る年間電力量の減少部分の補助のみとなるなど、設置団体に大きく負担がかかる状況であります。

ご質問の中心市街地活性化協議会での商業街路灯のLED照明の建てかえの検討ですが、まちなかの活性化を目指す上で、中心市街地を縦断する国道12号近辺の環境整備は砂川市のイメージづくりや回遊策に大きな影響を与えるものであることから、商業街路灯の今後の方向性を重点項目とし、設置団体の負担の課題などを含めて協議をしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から大きな2番、暴力団排除条例についてご答弁申し上げます。

初めに、（１）、暴力団ないしその構成員による介入行為、介入暴力の発生件数についてであります。暴力団対策を所管している砂川警察署によりますと、過去3年間、砂川市内での発生件数はゼロ件とのことであります。

次に、（２）、仮に暴力団ないし暴力団員から何らかのおどしを受けたりトラブルに巻き込まれた場合、具体的にはどこに相談するのが最も適切なのかについてであります。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づき、市民生活の安全と平穩の確保を図り、国民の自由と権利を保護している警察に相談することが最も適切であり、市に相談があった場合にも警察へ通報することとしております。

次に、（３）、暴力団排除条例制定の考え方についてであります。平成19年に九州での暴力団の対立抗争に一般市民が巻き込まれ死亡した事件などから、住民による暴力団追放運動がなされ、暴力団排除活動が活発化したことから、全国的に条例化が進み、北海道においても北海道暴力団の排除の推進に関する条例が平成23年4月1日に施行されております。しかしながら、道条例には市町村の発注工事、その他事務事業などについての規定がないことから、各市町村が暴力団を排除する条例を制定する必要があるものと考えております。このことから、本市においては砂川警察署管内1市3町の奈井江町、上砂川町、浦臼町、さらには北海道及び砂川警察署と連携を図りながら条例内容の検討に着手しており、平成25年4月施行に向けた条例制定の準備を進めているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、2回目の質問ということで一問一答でありますので、初めに、中心市街地活性化協議会で商業街路灯の建てかえの検討についてということで質問させていただいた中での答弁を今ほど聞かせていただきました。私は、今回商業街路灯の建てかえを中心市街地活性化協議会の中で検討していただきたいなということで、そういった中での答弁の中では重要な項目として取り上げていきたいということでの答弁をいただいたことでもありますので、これは私にとっては最大限有意義な答弁なのかなというふうに受けとめております。ですから、今後の中活協議会の中でどのような形で検討されていくかについては、その中で推移を見守るしかないのかなと思っておりますけれども、ここで今回私も一般質問の項目として上げるに当たりまして、市内の維持団体である12団体、そのうちの幾つかも回らせていただきましたし、また経済界に係る人方とも若干ですが、お話をさせていただいたところでもあります。そういったことから、改めて私のほうからも、若干ですが、必要性も含めて、また各団体とお話ししたときの考えというか、意見もこの場でお話をさせていただければというふうに思っております。

何せ私は、1回目の質問の中でも暗いイメージを払拭してほしいといったことからの商業街路灯の建てかえということでもあります。私にとってもこれは速やかに必要だというふうには思っておりますけれども、そういった中で維持団体の12団体の方たちの中で話を聞いておりますと、やはり明るい商店街を目指し、暗いイメージを払拭するためにも街路灯の速やかな建てかえが必要だというふうに思うということも言っておりますが、しかしやはり建てかえ費用が大きいので、負担の重さを考えると今の状況ではといった真摯な考えも伝わってきております。まさに補助規則では、みずから建てかえをしようとすると2分の1の補助、2分の1は自己負担をしなければいけないということで決められておりますけれども、ただそういった中でも私が見るには商店会の会員数も減少しているだけに、体力的にどうなのかということでは大変心配をしているところでもあります。さらには、建てかえ費用も大きくかかるだろうから、できれば計画的に先に安全性も含めて実施が必要なところから優先順位を決めて実施できるというか、実施をすることができないのだろうかといったお話もありましたし、なおかつ先ほども1回目の質問の中でお話ししましたけれども、老朽化に伴い、支柱が倒壊したということもあるので、危険回避ということからも、安全面からも速やかな建てかえも必要なのではないだろうかといった声もあります。さらには、今とは変わっておりますけれども、昔は商店が連なって、間口に合わせて個々の店の電気料金徴収を行っていたが、現在では廃業とか空き店舗となり、負担も厳しくなってきた、苦慮しているといった声もありました。老朽化をしてきたので、設置場所によっては、私もまちなかを見させていただきましたが、同じ街路灯なのに点灯に差が出てきて、先に点灯しているところもあれば、しばらくしてから点灯しているといったことでも、やはりそういったところで老朽化が進んできているのかなということを実感させていただいたところであります。

そして、町内会の防犯灯もLEDという話もありましたから、今回私は建てかえであればやっぱりLEDということで、維持管理の軽減だとか節電ということもありますが、ただ電気に関係するところの専門の方たちにお聞きすると、今現在のLED照明の商業街路灯の価格はどちらかというとまだ高値にあるということから、これから需要の関係と供給でバランスが変わってくると、強いて言うとしばらく待つと価格も下がってくるのではないだろうか。ですから、今すぐとなるとかなり膨大な金額の建てかえ工事費ということになるので、この辺も鑑みながら、価格も鑑みながらやっていかなければいけないのかなということを改めて痛感させていただいたところであります。そして、今回111基あるということから、そこに面している維持団体があるのですけれども、例えば町内会とうたっても、商業街路灯に面しているところの店舗だとか家が強いて言う負担していると。要するに維持管理をしているということから、111基あるのだけれども、どうも私が数えると120店舗もしくは120戸の家しかないことを考えると、商業街路灯1本当たりに対するそれを支えるお店なり戸数というと1.何ぼということとなるものですから、例

えばまちなかでいうと5本の商業街路灯を支えるのに10軒のお店なり家がある。そういったときには1本に対して2店舗が支えている。でも、あるところに行くと1本支えるのに0.7戸もしくは0.7店舗というか、1店舗にも満たないといった状況があるものですから、そういったことで地域性がそれぞれあるのかなといったことで、今回12団体全てを回ったというわけではないですけれども、まちなかの維持団体の方たちとお話すると改めて痛切に私も感じたところでもあります。ということは、みずからも建てかえしようという気持ちがあっても、建てかえるに当たっての負担のことを考えるとさらに重みを感じるのかなということを感じたところでもあります。

そういった中からも、やはり砂川のまちの顔である商店街、特に昼間、夜を通してイメージアップを図るための一つの方法としては商業街路灯の建てかえというのは必要なのだろうなと。例えば国道一直線商店街花いっぱい運動というのも、開発局の道路事務所を通して連携しながら実施してきておりますけれども、これも昼間マリーゴールドのきれいなものが見えるよねということもあれば、夜明るければすばらしい美しい花壇、花いっぱいの植栽されたところもきれいに見えるということで、砂川のまちの顔としてのイメージも図れるのではないのかなというふうに思っていますし、さらには商店街の通行のことを考えると、子供だとか高齢者も含めて安全に商店街の中を歩いて回遊してもらえるとといったことにもなるのかなというふうに思っています。そういったことが私にとっては商業街路灯の建てかえの必要性というふうに全体的に考えてというか、受けとめております。そういったことで、1回目の答弁の中にもありましたように、今後は重要な項目として取り上げていきたいということですから、しっかりとした形で検討していただきたいなと思っています。

ただ、この中で私からの要望というのですが、これも考えていただければと思うのですが、今ほど私が維持団体の話をさせていただきましたけれども、その維持団体も先ほどの答弁の中にもありましたように町内もあれば商店会もある、また商店会の中に維持会もあるといったことで地域ごとにさまざまな取り組みの仕方をしているということからも、地域性があるのかなと思っておりますから、できましたら中心市街地活性化協議会の中でも維持団体の皆さん方との意見とか情報交換をして、その地域の実情というものを知っていただいた中での検討、協議といったことも私は必要ではないのかなと思いますので、こういったことも念頭に入れながら、今後地域活性化協議会の中での検討をお願いをしたいなというふうに思っております。

明快な答弁をいただいたので、これ以上質問するというのは非常に難しいところがあるのかなと思っています。ただ、この件について最後に1つ、これは商業街路灯だけに係ることではなくて、今の商店会、皆さんご承知のようにまちなかでは8月には盆踊りも実施されましたし、南の朝日のほうでも昭和29年から始まった盆踊りからのあさひサマーフェスティバル、地域の特に今は若手と言われる、特に後継者と言われる人方も一生懸命頑

張っておりますし、なおかつもともと商店の中にいた商店主、さらには商店の奥さん方も一緒になって活動を推進しているということもありますので、そういった人方の汗を流しながらの努力ということも念頭に入れながら、まちの顔である商店街づくりにかかわる商業街路灯といったこともぜひ頭に入れた中で検討、協議ということで積極的にやっていただきたいなというふうに思っております。ですから、端的に答弁をいただいたので、私はこれ以上お聞きするというわけにいかないのかなと思っておりますけれども、より一層の努力を期待して、1点目については私のお話で終わりたいというふうに思います。

続いて、2点目なのですが、暴力団排除条例についてということでお聞かせをいただいたところであります。これは、北海道でももう既に23年4月1日から施行もされております。そういった中から、私は小さく3点について聞かせていただいたところでありますけれども、1点目についてはこの3年間では介入行為とか介入暴力については一つの発生もしていないということから、いたって砂川市内においては安全に安心して生活できているというふうにご実感をさせていただいたところであります。

さらに、万が一トラブルに巻き込まれた場合に、ではどこに相談したらいいのだろうかということについては、市民生活の関係からも警察、市のほうに相談にお伺いすると市は警察ということで、そういったことを進めていくということになっておりますので、ぜひしっかりとやっていただきたいのですが、そこで正直一般の市民の方たちというのはどこに相談したらいいのだろうかといったことについては戸惑いがあるというふうに思います。ですから、こういったことについては相談をどのようにしたらいいのかということを含めながら、周知、PRということも必要なかと思うのですが、この辺の考え方についてもお伺いをしたいと思いますし、小さな3点目の暴力団排除条例の制定の考えについてということで聞かせていただいた中では、もう既に制定に向けて着手をしているということで、平成25年4月に施行していきたいということ、これは1市3町、砂川の警察署管内が砂川市、上砂川町、奈井江町、そして浦臼町といったことからの話なのかなと思いますが、そこに北海道も入ったり砂川警察署もということでの話で、もう既に着手されているということで、間近に制定されていくのかなというふうに今の答弁でわかりましたが、そこで着手しているということなものですから、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思うのですが、大体今回この件を含めて道内も含めて道外も少し調べさせていただきましたけれども、もちろん北海道の条例を見ても基本的にはどこのまちの条例もパターンというか、内容の部分が大体決まっているというふうに思います。例えばこれは仮称ですが、いわき市暴力団排除条例案の概要ということで、条例の基本理念が暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、暴力団を利用しないことといったことになっていたり、市の責務、市民などの責務、市民などに対する支援、または不当な要求に対する措置、公共工事等における措置、市の施設の使用における措置、少年に対する教育などといったことで、大まかにこういったところが大体同様な条例の内容になっているのかなとい

うふうに思っています。そういったことから、砂川市として着手をしているわけですが、条例の内容として今現在着手している段階ではどのような形で、内容で進めていくのかということをお伺いをしたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、2点ほどご質問がございました。

まず、暴力団の関係について、暴力団から被害を受けそうだ、あるいは受けたと、こういうときの相談の内容あるいは相談を受ける場所、これについてのご答弁は先ほど砂川警察署ということでお答えをさせていただきましたけれども、これが市民の方にもしこの内容が十分周知されていないとすれば、これは周知できるような対応策というのは考えたいと思いますけれども、まず暴力団からの被害ということで、頭の中にすぐ警察ということが浮かんでいただければ、すぐ警察署にご相談ということになるかと思っておりますので、その辺も踏まえて、市民の方の今現在の考え方というのもございますし、すぐ警察というのが浮かばないようであれば、その周知方法について今後検討させていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の今条例を25年4月施行予定で着手をしているということで、この内容についてお伺いということでございましたけれども、まず砂川署管内1市3町で時期的なもの、これは事前に打ち合わせもさせていただいておりますけれども、施行を25年4月に定めて勉強会をしようということで、1市3町で会合を1回持っておりますし、それからその内容について、これは広域圏で8月の30日に北海道あるいは道警から職員を招いて勉強会を1度行っております。ですから、この条例の内容につきましては、先ほど議員さんからもお話あったように、まず第1は資金をとにかく暴力団のほうには流さない、という趣旨を1つ持って、そのために公共施設を使わせないと、あるいは周知方法を徹底するですとか、そういうようなこと、あともう一つは、各市町村の事業について、これは契約等も含めてです。そこに暴力団を介入させないと、こういうようなことを含めて現在検討しておりますので、砂川署管内で特筆するような状況があれば、そういうものも加味して条例案を制定していきたいという考えでございます。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 それでは、大きな2点目について答弁をいただいたところであります。内容については、大体他市と同様な形なのかなと。ただ、1回目の答弁の中にもありましたように、市町村においての独自の部分では事務事業の関係だとか含めて、その点については道条例では対応し切れていないということから、そういったことがかかわってくるのかなというふうに思っております。ことしの6月の北海道議会でも、道議の先生からこの条例に対して市町村への制定の動きについてどうなのだろうといった質疑がなされて、たしか答弁書がネットでありましたから、見させていただいたところ、警察本部長も各市町村へこの制定に向けて奨励も含めて皆さんへお話をしていきたいといったことから、恐ら

くそういったことも含めながら、今ほど広域での打ち合わせというか、勉強会的な部分もあったのかなというふうに私のほうでは推察するところであります。

そこで、もう既に着手しているということなのですが、私はここで1つ大事なことがあるのかなというふうに思っています。というのは、北海道の条例の中でもありますように、安全で安心な市民生活の確保、社会経済活動の健全な発展、青少年の健全な育成というふうに条例の目的の中にあるのですけれども、まさにこういったことを考えたときに、もう着手しているということですから、砂川市独自でもう既に着手してしまっているというふうに私は思うのですが、ではなくて、今私が3点言った部分でいくと、市民生活のこともあれば、社会経済活動という、それにかかわる関係団体もあるでしょうし、また青少年の健全な育成といったことから考えると、それにかかわる市内の団体もあたりもするものですから、もう着手はしておりますけれども、策定するに当たって市民の皆さんも入った中で、この条例のことについてもっと詳しく知ってもらうための方策として、策定の中に市民の皆さんも本来は入ってもらっていたほうがいいのではないのかなというふうに思うのですが、このことについて策定の方法の一つとして市民が入った策定といったことの方針について聞かせていただきたいなというふうに思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま策定の段階におきまして市民を入れてと、こういうこととございましたけれども、まずこの条例の内容につきましては先ほどこういうことを視点にということでお話をさせていただきましたけれども、そこに関係するような団体、これは教育委員会も含めてですけれども、ここの調整は十分図っていききたいというふうに思っておりますので、ですからここにこれから市民の団体とここを詳しくお話しするというような予定は現在持っていないのですけれども、ただ条例をつくる段階において、そこに必要性が出てきた場合は、これは説明会というよりは、その団体ということになるかと思っておりますけれども、その内容についてご意見を伺うということについては検討させていただきたいと思っております。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 必要があれば検討していききたいということなので、私なりに思うのは、最初から入って一緒につくってもらったほうがありがたいなというふうに思うのですけれども、青少年のことは確かに教育委員会もかかわりますし、子供たちのこともかかわりますから、子供たちにかかわる関係団体もあるでしょうし、特に社会経済活動の健全なという部分のことから考えると、市内の経済界のこともいろいろかかわりが出てくるのかなと思いますので、そういったところと常に意思疎通をしていなければ、条例というのは市民の法律でもあるということから、皆さん方が知らない中で制定されてしまっただけという部分ではちょっと疑問があるのかなというか、広く多くの市民の皆さんにこういう条例がありますということを知ってもらう機会として私は必要なのかなというふうに思っております。

す。

そこで、他市でも策定をしていって、条例を制定していってはいるのですけれども、条例制定する前に仮称ということで条例の案、それが丸々同じものとは限っていないようですけれども、強いて言うとパブリックコメント、要するに市民意見の募集ということ結構ほかのまちもやられているようなのです。ただ、それによって市民意見が何件あったかというのについては、それぞれの地域によって違いはあるのかなと思うのですが、私は市民ということから考えたときに、より多くの人方に知ってもらう機会として市民意見を取り入れるということでの意見募集を私は砂川市もすべきではないのかなと思うのですが、この辺はもう着手しておりますし、平成25年4月施行ということですから、この辺も頭の中に入っているのかどうか、もしくはこのことについてどういうふう考えているのか含めて聞かせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいまパブリックコメントというお話がございました。実は、この9月に近隣でいきますと芦別、赤平、歌志内、ここが条例化するというふうに伺っております。まだ成立ということではないかと思っておりますけれども、こういう近隣の状況を十分精査させていただいて、その中にパブリックコメントというのが入っているとすれば、砂川市においてもまだこれからパブリックコメントをするかしないかと、こういう検討をする時間がございますので、この辺は他市の状況を見ながら検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 芦別、赤平含めて他市の状況も含めながらということでもありますけれども、1市3町とのかかわりもあるかもしれませんが、砂川市の条例ですから、砂川市の独自性を持って前向きに実施をしてほしいなというふうに思います。今ほど芦別市の話ありましたので、芦別市は、これ芦別市のホームページに載っているのです。かなり詳しく条例の中身を、目的があるので、その趣旨とか解説を含めて事細かに載っているものですから、これをずっと読み通していくと、この条例が何たるものなのかなというか、何ぞやという部分が内容含めて見えてくるのかなという点では、既に先んじて皆さんに知ってもらえる機会というのかな、そういうことを芦別市はしているのだなということを改めて見せていただいたものですから、他市でもこのように、形は変えてでも積極的に皆さんにわかるように、この条例自体を認識してはもらうため、なおかつ広く知ってもらうための方策として実施しているわけですから、その辺も砂川市の独自性を含めながら私はあるべき姿なのかなと。少なくとも、できるのであれば、芦別市暴力団排除条例(案)の解説があるわけですから、こういったものを砂川市としてもつくって、なおかつホームページに載せてといったことも、つくることができればホームページにも載せることが可能なのかなと思うのですが、そういったことが前向きに私は必要なのかなと思うのですが、そのこと

についてどんな考えしているのか聞かせていただきたいと思います。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま芦別の関係のお話でしたがございましたけれども、まず砂川市においては先ほどもご説明させていただきましたけれども、1市3町と、それから砂川警察署、道警も入ってこの辺の中身をまず精査をさせていただいているということでありまして、先んじて行われます芦別市を含めたところも今後十分に参考にさせていただくという考えでございますし、特に条例を制定した場合にこれが効率的、そして効果的に運用されるというのが、これが大前提でございますから、そのために必要な部分があれば、今の芦別の部分についても十分参考にさせていただきながら、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長 東 英男君 沢田広志議員。

○沢田広志議員 前向きに検討ということなものですから、ぜひ前向きに、市民にわかりやすくなるように努力をして取り入れていただきたいと思いますというふうに思います。

そこで、最後の質問というよりもお話しになるかと思うのですが、今回暴力団排除条例の一般質問ということで提出させていただきましたけれども、これも市内のある方たちからもお話をいただいた中で、確かに1回目の質問の答弁の中で砂川の場合は発生件数も3年間ゼロですよと、そういった点では非常に安心、安全なまちであるというふうにも理解しております。ただ、そのような話を私にいただいた方たちも、非常に砂川は安全、安心なまちなものだけでも、逆にこういった条例制定をすることによって外からそういったことが入ってこないような形も砂川市として必要なのではないだろうか、そういったことでもこの条例の制定についてはどういう考えしているのだろうかといったことも聞かされているところでもあります。そういったことから、今回この条例制定についての考え方を聞かせていただいたところでもありますので、もう既に平成25年4月には施行を目指して着手しているわけですから、より一層今回の質問を通しながら、できることを一つ一つ進めていただきたいと思いますということをお話しして、終わりたいというふうに思います。

終わります。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員（登壇） おはようございます。私からは、通告に基づきまして、大きく2点について一般質問をさせていただきます。

大きな1、地域で高齢者を見守る仕組みづくりについて。全国的に高齢者の孤立防止、孤独死防止が社会的課題になっております。当市においてもその仕組みづくりを進めておりますが、8月29日に町内会へ「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」の説明会を開催した状況について、高齢者の孤立防止を町内会と情報共有、砂川市が独自モデル、個人情報壁解消へと大変好意的な見出しで新聞報道がなされています。そこで、次の点について伺います。

(1)、町内会に説明した概要について。

(2)、町内会から出された主な意見、要望について。

次に、大きな2、障害者の支援について。障害の有無にかかわらず地域社会における共生の実現に向けて、さまざまな取り組みや支援が行われています。そこで、次の点について伺います。

(1)、当市における障害者の就労支援の現状と課題について。

(2)、第2次砂川市障害者福祉計画が今年度で終了し、第3次砂川市障害者福祉計画の策定期間にありますが、その方向性について。

以上をお伺いして、1回目の質問とします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から順次ご答弁をさせていただきます。

初めに、大きな1の地域で高齢者を見守る仕組みづくりについての(1)、町内会に対する説明の概要についてご答弁申し上げます。8月29日に43町内会から46名の会長などの出席をいただき、市役所において「地域で高齢者を見守る・支えるしくみ」説明会を開催いたしました。説明会の内容につきましては、本市における高齢者の現状、将来推計及び現在の見守り・気づきの体制について説明した後、新たな取り組みとして高齢者台帳の整備、高齢者に係る個人情報の提供、民生委員、町内会、社会福祉協議会、地域包括支援センターとのネットワークづくりを構築するとともに、市内事業者等との間において日常業務等の中で高齢者の異変に気づいた場合、市や地域包括支援センターなどに連絡することを内容とする協定締結についての取り組みを進めるほか、元気な高齢者に対する各種事業を展開することにより、健康の増進を図りながら見守る側に回っていただけるような仕組みについても説明を行っております。

続いて、地域におけるひとり暮らし高齢者世帯とその他の世帯を見守りの必要度に応じてレベル1からレベル5まで分類した上で、見守りをを行っている民生委員、町内会、市及び地域包括支援センターとの現状と今後の連携関係について説明しております。その後、市、地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、町内会の連携関係について触れた中で、見守り活動を効果的・効率的に行うためには市が高齢者情報を一元化するとともに、高齢者台帳を活用することで地域包括支援センター、民生委員、社会福祉協議会、町内会における高齢者情報の共有化を推進し、社会福祉協議会及び町内会に対しても65歳以上の高齢者に係る氏名、住所、性別、年齢に本人が提供を同意した情報事項を付加して提供できる仕組みを整備することについて説明を行っております。

町内会に対しましては、この説明会のほかに、同月22日に役員会において、また民生児童委員協議会につきましても、8月23日に役員を対象として行ったまちづくり懇談会及び同月27日には全体の定例会において同様の説明を行っているほか、市からの情報の提供先となる社会福祉協議会につきましては9月3日の理事会において同様の説明を行っ

ております。内容につきましては、おおむねご理解をいただいたところであります。

最後に、今後の予定について、地域の実情に応じた見守り体制の構築を図るため、全ての民生委員及び町内会と面談を行い、地域の実情と高齢者の実態を把握するとともに、いただいたご意見を反映させた仕組みとした上で、高齢者情報の外部提供を可能とする条例を12月定例会において上程する旨の説明を行っております。また、この説明会には、町内会活動における個人情報の取り扱いについて弁護士による講演会も同時に開催しております。

続きまして、(2)、町内会から出された主な意見、要望についてであります。仕組みづくりにつきましてはおおむね成功させてほしいとのご意見をいただいているほか、町内会活動に伴う個人情報保護に関する数点の質問が弁護士に対してあったところであります。

続きまして、大きな2の(1)、障害者の支援の現状と課題についてご答弁を申し上げます。障害のある方が適切な職業につき、その能力を十分に発揮することができる社会は、障害のある方々を雇用する企業等を初め、地域社会全体の利益につながるものであり、雇用面でのノーマライゼーション社会の形成につながるものと考えております。障害のある方の就労支援の現状についてであります。障害者自立支援法に基づく障害就労支援として、一般企業等への就労を希望する障害者に対して一定期間生産活動等の機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練等を行う就労移行支援、一般企業等で雇用されることが困難な障害者に対して就労の機会や生産活動等の機会を提供することによって、その知識や能力の向上を図る訓練等を行う就労継続支援があります。障害のある方々が障害福祉サービスとしてサービス事業所においてこれらの訓練等の支援を受ける場合には、所得に応じた月額負担上限額を設定した中で利用者から原則1割の負担をいただくこととしており、残りを給付費としてサービス事業者に対して砂川市が支出しております。砂川市で就労移行支援により訓練等を受けている方は、平成24年8月末現在で11人であり、そのうち8人は市内2カ所の事業所、3人は市外3カ所の事業所です。就労継続支援により訓練等を受けている方は87人であり、そのうち67人は市内6カ所の事業所、20人は市外16カ所の事業所です。また、本市では地域で生活する障害のある方に対して自立や社会参加を支援するなど相談支援事業を行うために専門の職員を配置している市内の相談支援事業者に委託をして就労についての相談も受けているところであります。

次に、就労支援の課題についてであります。障害のある方々が社会参加の場を求め、さまざまな分野において活躍されておりますが、経済状況の低迷等により厳しい雇用情勢が続いているところでもあり、公共施設や公共交通機関、就労施設などのバリアフリー化など障害に配慮した環境の整備も必要であると考えているところであります。今後とも障害のある方々の就労について継続した支援を行ってまいりたいと考えておりますので、ご

理解を賜りたいと存じます。

次に、(2)、第3次砂川市障害者福祉計画策定の方向性についてご答弁を申し上げます。砂川市障害者福祉計画は、障害者基本法第11条3項の規定に基づき、国が定める障害者基本計画及び北海道が定める北海道障害者基本計画を基本とし、砂川市における障害者の状況等を踏まえ、障害者が地域で自立した生活を送り、安全・安心して暮らすことができるための施策に関し、砂川市が策定しなければならない基本的な計画であります。平成15年度から24年度までの計画期間である第2次砂川市障害者福祉計画が本年度で終了することから、平成25年度から10力年の第3次砂川市障害者福祉計画を本年度中に策定するため、現在策定業務を進めているところであります。策定に当たっては、障害者基本法の一部改正や障害者自立支援法にかわり、平成25年4月に施行される新たな障害者総合支援法の基本的な方向や新たな制度を踏まえ、さらに国・道の次期障害者基本計画の策定動向を見定めながら内容の検討を進めることとしております。また、第2次障害者福祉計画の進捗状況等の分析・評価を行った上で、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理していくほか、障害者や無作為抽出の一般市民を対象にした障害者の現状や動向、ニーズ等把握のため、本年7月にアンケート調査を実施しており、現在集計・分析を行っているところであります。さらに、今後障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、障害者団体等とのヒアリングを行うなど、計画策定の参考にするとともに、砂川市第6期総合計画や砂川市障害福祉計画などとの整合性も図りながら、障害者が地域で暮らしやすいまちとなるための計画となるよう策定してまいります。

今後のスケジュールとして、計画策定の各段階において庁内に設置する計画策定推進委員会、砂川市障害者地域自立支援協議会において協議をいただくほか、計画素案ができた段階で市民から意見を伺うパブリックコメントも予定しており、本年度末までに計画を策定してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時03分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

増山裕司議員の質問を許します。

増山裕司議員。

○増山裕司議員 先ほどのご答弁の中で、砂川市が目指す新たな仕組みの中ではの高齢者の氏名ですとか住所、年齢、性別、いわゆる住民基本4情報を社会福祉協議会を通じて町内会へ提供するというご説明もありましたけれども、条例化することで個人情報保護法の壁がクリアできるということなのですか、この辺についてもう少し詳しくご説明願いたいなというふうに思うのです。

さらにまた、参考にした先進地域での取り組みなり、あるいは砂川市としてこういったところに工夫しているのだということについて伺いたいのですが。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、3点ほどご質問があったと思いますけれども、まず1点目でございますけれども、この基本4情報を社協を通じて町内会に情報提供するというにおきましては、個人情報保護法をクリアできるというふうに考えております。ただ、札幌市なんかの事例を見ますと、条例化はしておりませんが、種々個人情報保護法に基づいて審議会を通して社協を通じて町内会に渡しているという事例もございますけれども、砂川市の場合は条例化をして確固たるもので情報提供させていただくということで考えております。

2番目の先進地域での取り組みの参考についてということでございますけれども、こちらのほうは本年5月に北九州市、そして大阪の池田市に、職員が先進事例調査ということでこちらのほうを視察してきております。この概要はいろいろございますけれども、端的に言いますと北九州市では孤立死を防ぐ、そういう取り組みをしておりますので、この内容について視察をしてまいったということでございます。池田市につきましては、主に高齢者の安否確認というようなことがございますので、それを含めたコミュニティの確立というようなことで視察に行ってきております。それから、砂川市で工夫していることということでございましたけれども、これは先ほどもご答弁申し上げましたとおり、この条例化をすると、基本4情報を社協を通じて町内会に渡すという条例化、それとその条例の中において高齢者をさらに元気にしていくような施策を盛り込むというようなことを条例化することによって、これは砂川市で高齢者を見守る仕組みというのを確固たるものとして意思表示をするというような形で条例化ということで考えておりますので、工夫ということになるかどうか、こういう形で条例化を進めていきたいということでございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 今条例化のお話があったのですけれども、先ほどの説明会の中で弁護士の方もお見えになって講演があったことと、それに対して町内会の方からも質問が出ていたということなのですからけれども、条例化することなのですからけれども、非常に珍しいということなのですからけれども、これは専門家、弁護士先生のアドバイス等もあったのでしょうか。その辺がちょっと理解できないところなのですからけれども、もう少しかみ砕いてご説明していただければありがたいのですが。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 この条例化につきましては、市長の強い思いというのもございますし、原課のほうでこの仕組みをいろいろと考えている中で、法律的なものに壁にぶち当たるといいますか、これをどう解釈するかということがございまして、この関係について弁護士さんにご相談をしてきたという経過ですので、この条例化というのは砂川市とし

て条例化するのだというものを持って、これをクリアするために弁護士さんにご相談をしていたと。その中で個人情報保護法等の取り扱いについて町内会に説明をするときに、弁護士さんにその関係についてご講演をいただいたということでございます。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 私も転勤族だったものですから、あちこちのまちを歩いてきているのですけれども、この種のお話というのはなかなか言うはやすく行うはがたしで、町内会の協力はなかなか温度差があって得られないとか、個人情報はどうしても壁になって進まないというようなお話を伺っているところなのですけれども、砂川市が今の個人情報の話も含めて独自のモデルと言われるほど新聞報道されるということは、それだけなかなか難しいところをクリアしているのかなというふうに私も理解しているところなのですが、背景をよく見ると、ほかのまちでなかなか難しいことが砂川市でできるというのは、1つは職員の方が、市長がよく口が酸っぱくなるほど言っているように、職員がまちに出てくださいとか、私もイベントですとかそういったものには出ていますけれども、よく職員の方、さらにはOBの方も含めてイベントだとか各種行事に参加しているなというふうに思っておりますし、また部長が先ほど言っておられた現場の方々、包括センターですとか、ふれあいセンターですとか、社会福祉協議会の方、この方々も町内会とよく話し合いをしながらいろんな活動をしておりますよね、そういった方々の努力、そういったものもあるのかなというふうに思います。また、市長自身もよくまちの中に出て、いろんな方々と話し合っていて市民の声も聞いてきていると、そういったそれぞれの活動が今回のような難しい課題を世間から注目されるほどの進展ぐあいになっているということなのかなというふうに思います。先ほど12月の定例会にかけて、来年から施行していくのだというお話でしたけれども、具体的な細かな話はこれから進めていくのでしょうけれども、私どもも大変期待しておりますし、それから市民の方も大変期待しております。本当に高齢者が住んでよかったなど、生き生きと暮らせる砂川のまちづくりにつながるよう、市のさらなる努力を期待して、この質問は終わります。

次に、大きな2、障害者の支援について再質問させていただきます。9月は障害者の雇用支援月間というふうになっております。私も厚労省のホームページを見たわけなのですが、そのホームページによると障害者の総数が現在744万人、うち就労可能な障害者、これは18歳から64歳の方ですけれども、365万人、企業で実際に雇用されている障害者の方が44万8,000人とありました。先ほど部長がご説明や答弁された中で、就労移行支援事業所、これは全国ではここで職業訓練を受けている方が1.5万人とありました。それから、就労継続支援事業所で訓練を受けている方が12.6万人とありました。先ほど砂川市の場合、就労移行支援事業所で訓練を受けている方が11人、それから継続支援事業所で訓練を受けている方が87人というふうに伺いましたけれども、ホームページを見ていると、これは全国の話なのですけれども、就労移行支援事業所から一

般企業への就労というのが、これはちょっと厚生労働省の数字も古いのですけれども、平成17年で年間2,387人だと言っているわけなのです。これは、驚くべきほど現実問題は厳しいのだということをお話しているわけなのですけれども、年間1から2%程度しか一般の企業へ就職ができていないという実態がホームページに書いてあるわけなのですが、砂川市において就労移行支援事業所から一般企業に就職できるという数値というのは、これはどの程度あるのか把握しているのでしょうか、その辺について伺います。

次に、第3次障害者福祉計画について今策定中ですというような答弁だったと思うのですが、ことし7月中にアンケートをとって、今作業中と、今後そのアンケートをまとめてヒアリングも行っていきたいということなのですけれども、この辺の状況というか、内容についてどの程度のものを把握しているのか、その辺について質問します。

○議長 東 英男君 増山裕司議員、一問一答です。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからご答弁をさせていただきますが、まず初めに移行支援等から民間の企業に行かれた方ということでございますけれども、砂川市におきましては平成23年度で移行支援から4名、継続支援から1名、合計5名が民間の企業に就職しております。また、この年はかなり多かったかと思えますけれども、前年、22年度は移行支援から1名だけ民間企業のほうに行っているという状況でございます。

それから次に、計画の内容、アンケート等ということでございますけれども、アンケートにつきましては既に集計、数だけは押さえておまして、これから分析をするという形になっておりますけれども、今後この分析を踏まえまして、先ほどの答弁とちょっと重複するかもしれませんが、各団体とのヒアリング等も含めて年内には何とかこれを終了させて、来年1月ごろにはパブリックコメントというようなことを予定しております。その間におきましては、庁内の推進委員会あるいは協議会を開催しながら、来年の3月までに完成をさせたいというふうに考えております。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 一般企業に就職された方が合わせて5名という数字なのですけれども、全国の数値から見ると砂川の福祉法人の訓練されている方々頑張っておられるのだなというふうに私感じたところでございますし、また受け入れる企業も頑張っておられるのだなということを正直今感じたところでございます。市内のある就労移行支援事業所での話なのですけれども、訓練されているのですけれども、職業能力を身につける努力をするのだけれども、時間がなかなかかかるのですよと、お伺いすると2年程度ですか、期限があるようだけれども、その中で頑張っているのですけれども、何しろ障害者の方ですから、その時々体調不良によって職業訓練が計画どおりに進まないということもあるとか、あるいは一般企業にせっかく就職したのですけれども、定着できずに戻ってしてしまうというケースもある。また、先ほど答弁にもありましたけれども、長引く不況でやっぱりリス

トラということになると、障害者の方も対象になってしまうというようなことで、現場での苦労というのは大変大きなものがあるわけなのですが、この辺の相談というのは窓口はそれぞれの社会福祉法人ですが、市としてこういったいろんな苦労だとか、その辺についての相談窓口、担当者の方も頑張っていると思うのですが、市としてどのような対応をなさっているのか、この辺についてお伺いします。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 就労支援の相談ということでございますけれども、まず市のほうにご相談いただけましたら、それは担当者のほうで相談に乗って対応させていただくということでありまして、先ほどもお話ししたように第三者機関のほうに、これはぽぽろという団体でございますけれども、そこに相談を委託しておりますので、そこで就労支援の相談もいただくと。ですから、そういうところに行かれたり、市の窓口に来られたり、必要があればハローワークでも相談に乗っていただけるということでございますので、そういう意欲のある方はとにかく近くのところで相談をいただければ、適切に対応させていただきたいというふうに思います。先ほどちょっとお話ありましたけれども、就労移行支援というのは原則2年ということでございますけれども、特に必要があれば1年延長して3年ということにもなっておりますので、この辺の状況も踏まえて相談を受けたり、あるいは就労継続支援においては今のところ限定的に何年という定めはございませんので、そこでかなりの年数をかけて活動について支援をしていくというようなこともございますので、そういう全体のものを含めながら相談も対応していきたいというふうに考えておりますので、今後についても、もし相談がどこかわからないというような部分があれば、これはいろんな団体を通じながら周知徹底を図っていきたいというふうにも思います。

○議長 東 英男君 増山裕司議員。

○増山裕司議員 市としても相談窓口で対応されていることは、十分わかっております。やっぱり今不況なものですから、障害のない人の就職もなかなか大変な中で、障害のある方の就職というのは非常にこれまた厳しいというのが実態なのですが、先ほども高齢者の方が住んでよかったなというまちづくりをこれから目指すのだということなのですが、障害のある方も障害のない方も砂川に住んでよかったなというまちづくりの環境のために市民部として頑張ってもらいたい。特に9月は冒頭申し上げましたように障害者の雇用支援月間です。一人でも多くの障害者が就労できるように、第3次計画もこれから策定するということですが、市のさらなる努力を期待して、質問を終わります。

○議長 東 英男君 一般質問はすべて終了いたしました。

日程第2 議案第11号 石狩川流域下水道組合規約の変更について
議案第10号 砂川地区保健衛生組合規約の変更について

○議長 東 英男君 日程第2、議案第11号 石狩川流域下水道組合規約の変更につい

て、議案第10号 砂川地区保健衛生組合理約の変更についての2件を一括議題とします。
各議案に対する提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第11号 石狩川流域下水道組合理約の変更についてご説明申し上げますが、説明の前に主な変更内容について説明を行いたいと存じます。

現在中空知6市4町で共同処理しております石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に加え、雨竜町及び月形町を加えた6市6町によるし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務を新たに共同処理するものであります。雨竜町は、中空知衛生組合でし尿処理を行っており、月形町は美唄市にし尿処理を委託していることから、2町が加わるものであります。現在構成市町のし尿処理場は6カ所あり、いずれの施設も老朽化が進んでおります。また、人口減少あるいは下水道の普及に伴い、し尿処理量は年々減少する一方で、今後し尿処理場については適切な運転及び施設の維持管理が大きな課題となっております。この課題に対処するため、処理能力に余裕のある石狩川流域下水道処理場の汚泥とし尿を一元処理し、さらに広域化することにより行政コストの縮減と持続可能なし尿、汚泥処理を実現するものであり、平成27年4月からの供用開始を目指し、今後施設整備及び運営体制を整えていきたいと計画しているところであります。

それでは、議案第11号 石狩川流域下水道組合理約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由であります。石狩川流域下水道組合が共同処理する事務及び事務の対象となる市町の一部を変更する等のため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

次ページをお開き願います。石狩川流域下水道組合理約の一部を変更する規約であります。説明に当たりましては5ページの附属説明資料、石狩川流域下水道組合理約新旧対照表でご説明申し上げます。表の左が現行、右が変更後となっており、変更部分にはアンダーラインを表示しております。

初めに、題名の次に第1章から第4章及び附則の目次を付すものであります。

第2条は、組合を組織する地方公共団体の定めであり、石狩川流域下水道組合に雨竜町と月形町が加わるため、現行「及び浦臼町」を変更後「、浦臼町、雨竜町及び月形町」に改めるものであります。

第3条は、組合の共同処理する事務の定めであり、現行「組合は、石狩川流域下水道の管理運営に関する事務を共同処理する。」を変更後「組合が共同で処理する事務は次表左欄に、当該事務の対象となる市町は同表右欄に掲げるとおりとする。」に改めるものであります。現在行っております石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に加えて、新たに芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、美唄市、奈井江町、新十津川町、上砂川町、浦臼町、雨竜町及び月形町の6市6町によるし尿処理施設の設置及び管理運営に関する事

務を追加するものであります。

第4条は、組合の事務所の位置の定めであり、組合の事務所は組合長の所在地としておりましたが、実際に事務を取り扱っております施設所在地に変更するもので、現行「組合長の所在地」を変更後「空知郡奈井江町字茶志内10番地」に改めるものであります。

第5条は、組合議会の組織及び議員の選挙方法の定めであり、石狩川流域下水道組合に新たに雨竜町と月形町が加わることに伴う議員の増と条文の整理であります。

第1項中、現行「21人」を変更後「25人」とし、その内訳として、同条第2項の規定により、雨竜町及び月形町よりそれぞれ2名ずつの組合議員を選出していただくものであります。

第3項中、現行「市町長の補充」を変更後「において、市町長の補充」とするものは、条文の整理であります。

第6条は、組合議員の任期の定めであり、第2項の変更は条文の整理で、現行「一に」を変更後「いずれかに」と改めるものであります。

第8条の2は、特別議決の定めを加えるもので、今回のし尿処理に関する事務の追加により共同処理する事務が複数となり、事務ごとに関係市町の構成が異なることから、議会の議決方法の特例について新たに規定を追加するものであります。内容につきましては、「組合議会の議決すべき事件のうち、関係市町の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席している全ての組合議員の過半数でこれを決する。」とするもので、当該事件に係る市町の意向が十分に反映されるようにするものであります。

第9条は、組合の執行機関の組織及び選任の方法の定めであり、新たにし尿処理に関する事務が追加され、複合的な事務組合となることから、今後の組合運営のさらなる円滑化、組織の強化を図るため、副組合長1人の増で、第1項中、現行「2人」を変更後「3人」と改めるものであります。

第4章、章名の改正については、第4章に第15条、その他の事項が加わるため、現行「組合の経費」を変更後「補則」に改めるものであります。

第14条は、組合の経費の支弁の方法の定めであり、第2項においては負担金の割合を組合議会において定めていたものを本規約の別表において定めるもので、負担割合の考え方を明確にしたものであります。現行「割合は、組合議会」を変更後「負担割合は、別表」とし、条文の整理として、現行「定める」の次に変更後「とおりとする」を加えるものであります。

第15条は、その他の事項として、この規約に定めるもののほか必要な事項は、組合議会の議決を経てこれを定める旨の条文を追加するものであります。

別表は、第14条第2項の規定により負担金の負担割合を定めるために追加するもので、1の表として、石狩川流域下水道の管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定め

たものであります。これにつきましては、現在石狩川流域下水道組合負担金の負担割合及び徴収条例において定められている負担割合の考え方を規約に規定したものであります。

また、別表2の表につきましては、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に係る負担金の負担割合を定めるもので、共同負担としてし尿量割、施設建設費負担として均等割10分の1、し尿量割10分の9、施設管理運営費負担としてし尿量割の負担割合とするものであります。

附則第1項は、施行期日で、この規約は、平成24年12月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置であり、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における石狩川流域下水道組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担金の割合については、改正後の第3条の表及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例によるとし、本処理場においてし尿等に関する事務が開始されるまでの期間については従前の事務が継続することを規定するものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 議案第10号 砂川地区保健衛生組合規約の変更についてご説明申し上げます。

変更の理由であります。砂川市を含む石狩川流域下水道関連6市6町が汚水処理施設共同整備事業を実施することに伴い、石狩川流域下水道組合が同事業に係るし尿処理施設の設置及び運営管理に関する事務を共同で処理することから、砂川地区保健衛生組合が共同処理するし尿処理に関する事務及びこれを組織する市町の負担金の負担割合の一部を変更するため、本規約の一部を変更しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川地区保健衛生組合規約の一部を変更する規約であります。変更の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。変更部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、目的の定めであり、現行「し尿処理施設並びに」を削除するものであります。

第4条は、組合の共同処理する事務の定めであり、現行、共同処理する事務のし尿処理施設に関する事務及び構成団体の砂川市、奈井江町、浦臼町、上砂川町を削除するものであります。

同条第2項を削除し、現行、第3項及び第4項を改正後はそれぞれ繰り上げ、第2項及び第3項に改めるものであります。

第13条は、組合の経費の支弁方法の定めであり、第2項第3号を削除し、4ページになりますが、現行、第4号及び第5号を改正後はそれぞれ繰り上げ、第3号及び第4号に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成24年12月1日から施行するものであります。

経過措置として、この規約の施行の日から組合長が別に定める日までの間における砂川地区保健衛生組合が共同処理する事務及びこれを組織する市町の負担割合については、改正後の第1条、第4条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、し尿処理に関して共同処理している事務等につきましては、石狩川流域下水道組合でのし尿等に関する事務の開始予定が平成27年4月となっておりますので、その後の残務処理及び現在休止中の砂奈浦衛生センターの取り壊し等の処理が終了するまでの期間については、従前の事務が継続することを規定するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第11号及び第10号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第11号及び第10号の一括質疑を終わります。

続いて、議案第11号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第10号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時37分

〔教育長退場〕

再開 午前11時37分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

日程第3 議案第13号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第3、議案第13号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第14号 砂川市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての2件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 議案第13号。ただいま上程をいただきました議案第13号、砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます山田巖氏は平成24年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命いたしたいと存じます。

引き続きまして山田巖氏をお願いをいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いをいたしたいと存じます。

続きまして、議案第14号。ただいま上程をいただきました議案第14号、砂川市教育委員会委員の任命についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます井上克也氏は平成24年9月30日をもって任期が満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、次の者を任命をいたしたいと存じます。

引き続きまして井上克也氏をお願いをいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 以上で各議案の提案説明を終わります。

これより議案第13号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

続いて、議案第14号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 40 分

〔教育長入場〕〔教育長あいさつ〕

再開 午前 11 時 41 分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

日程第 4 議案第 15 号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第 4、議案第 15 号 砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 議案第 15 号。ただいま上程をいただきました砂川市固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意を求める案件でございますけれども、現委員でございます菅原英雄氏は平成 24 年 9 月 30 日をもって任期が満了となりますので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づきまして、次の者を選任いたしたいと存じます。

引き続きまして菅原英雄氏にお願いをいたしたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

なお、履歴につきましては裏面に記載のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご同意をお願いいたしたいと存じます。

○議長 東 英男君 以上で議案の提案説明を終わります。

これより議案第 15 号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は同意することに決定いたしました。

日程第 5 議案第 16 号 平成 23 年度砂川市一般会計決算の認定を求めることについて

議案第 17 号 平成 23 年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 18 号 平成 23 年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについて

議案第 19 号 平成 23 年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を

求めることについて

議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の
認定を求めることについて

議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求め
ることについて

○議長 東 英男君 日程第5、議案第16号 平成23年度砂川市一般会計決算の認定
を求めることについて、議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の
認定を求めることについて、議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算
の認定を求めることについて、議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算
の認定を求めることについて、議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会
計決算の認定を求めることについて、議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決
算の認定を求めることについての6件を一括議題といたします。

提案説明は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午後 0時59分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 議案第16号 平成23年度砂川市一般会計決算の
認定を求めることについてご説明申し上げます。

初めに、決算の概要についてご説明を申し上げます。3ページをお開きいただきたいと
存じます。一般会計の歳入総額は115億3,921万9,557円、歳出総額は111
億2,586万3,229円で、差し引き4億1,335万6,328円の剰余金を生じ
る決算となったところであります。

次に、歳入の構成比を見ますと、自主財源は全体の33%で前年比1.9ポイントの増、
依存財源は67.0%で前年比1.9ポイントの減となっております。なお、自主財源及
び依存財源の主な内訳は記載のとおりであります。275ページに決算の財源推移とし
て資料を添付してございますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、歳入決算額の対前年度比較であります。3ページの市税から4ページの市債ま
で、主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては説明を省略させ
ていただきますが、全体的に申し上げますと、景気の低迷などによる個人市民税の減少は続
いておりますが、市たばこ税の税率改正などによる市税の増、人口減少などにより普通交
付税は減少となりましたが、震災復興特別交付税の交付などによる地方交付税の増のほか、
繰越金が増加となったところであります。学校耐震化事業の終了、臨時交付金事業の減

などによる国庫補助金の減、道路事業など過疎対策事業債は増となりましたが、地方道路等整備事業、公営住宅建設事業などの土木債、臨時財政対策債、学校耐震化事業の終了による教育債などの市債の減、土地売却収入などの財産収入の減のほか、諸収入、道支出金などが減少となり、歳入総額では前年度と比較して6億2,216万2,973円の減となったところであります。

次に、歳出決算額の対前年度比較、性質別であります。4ページの人件費から5ページの普通建設事業費まで主な増減理由を付して記載しておりますので、内容につきましては省略をさせていただきますが、全体的に申し上げますと、除排雪等委託料などの物件費の増、中・北空知廃棄物処理広域連合負担金などの補助費等の増、道路新設改良事業などの普通建設事業費の単独事業費の増のほか、病院会計繰出金などが増加となったところであります。学校耐震化事業の終了、南吉野団地建設事業の完了による公営住宅建設などの建設事業費の補助事業費の減のほか、積立金、貸付金などが減少となり、歳出総額では前年度と比較して7億8,462万1,338円の減となったところであります。なお、276ページに歳出性質別決算の推移として資料を添付しておりますので、後ほどご高覧をいただきたいと存じます。

次に、5ページの主な財政分析指標の推移であります。初めに経常収支比率であります。毎年度継続して恒常的に収入され、かつその用途が制限されない市税、地方譲与税、普通交付税などの一般財源が経常的に支出しなければならない人件費、物件費、公債費などの義務的な経費にどの程度充当されているかを示したものであり、この率が高いほど財政の弾力性が乏しいこととなり、23年度は22年度と比較して2.1ポイント増の86.9%となったところであります。

次に、財政力指数であります。普通交付税算定における基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合の3カ年間の平均を示したものであり、この率が100%に近いほど普通交付税の交付率が低く、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるということになります。23年度は22年度と比較して単年度では増加となっておりますが、3カ年間の平均では1.1ポイント減の31.0%となったところであります。

次に、公債費比率であります。この率は標準財政規模から災害復旧費等として普通交付税に算入された公債費を除いた額に対する地方債の元利償還金から、元利償還金に充当した特定財源と災害復旧費等として普通交付税の基準財政需要額に算入された公債費を除いた額の割合であり、地方債発行規模の妥当性を判断するための指標として、その率が高いほど公債費の負担が重く、財政構造が硬直化していると判断されるものであり、23年度は22年度と比較して公債費の減少などにより0.4ポイント減の17.2%となったところであります。

また、起債制限比率であります。先ほどの公債費比率の積算額から基準財政需要額に

算入された事業費補正の公債費をそれぞれ除いた額に対する割合の過去3カ年間の平均値であり、23年度は22年度と比較して公債費の減少などにより1.0ポイント減の13.3%となったところであります。

以上、平成23年度一般会計決算の概要について申し上げましたが、6ページから13ページには一般会計歳入歳出決算書、14ページから17ページには一般会計歳入歳出款別決算内訳書、18ページから271ページには予算書に基づく一般会計歳入歳出決算事項別明細書、272ページには実質収支に関する調書、273ページから289ページには各表に基づく一般会計決算説明書、517ページから523ページには財産に関する調書を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から議案第17号、第19号、第20号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第17号 平成23年度砂川市国民健康保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の290ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成23年度の財政運営は、財政健全化に対処することを基本として保険税の税率を据え置き、限度額の引き上げを行い、運営したところであります。昨年に引き続き経営姿勢が認められ、特別調整交付金1,800万円の交付があったところがございます。給付状況では、一般分の療養給付費で14億5,566万2,786円、高額療養費で2億237万7,373円、退職者の療養給付費で9,793万510円、高額療養費で1,250万9,932円となり、保険給付費全体では前年度に比べ6.9%の増となったところであります。なお、歳入総額25億1,533万5,028円に対し、歳出総額25億1,273万47円となり、差し引き260万4,981円を翌年度に繰り越したところであります。

歳入につきましては、保険税の収入合計は3億6,451万2,055円で、前年度に比べ591万5,561円の減となっておりますが、現年度分収入率は95.5%で前年度に比べ0.6%の増となったところであります。歳入総額に対する構成比は14.5%となり、前年度に比べ0.8%の減となっており、1世帯当たりの納税額は11万7,684円となったところであります。国庫支出金の収入済額は6億3,346万4,621円となり、構成比は25.2%と前年度に比べ0.2%の増となったところであります。療養給付費交付金は1億3,635万6,000円、前期高齢者交付金は7億4,320万1,167円で構成比が29.5%と一番高く、一般会計繰入金は1億5,584万2,950円、国保基金から1,900万円の繰り入れを行い、その他、共同事業交付金3億2,198万1,884円、道支出金1億784万5,416円と諸収入等を加えた歳入

総額は25億1,533万5,028円となり、前年度決算額と比較して9,530万453円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は5,099万6,211円、保険給付費は17億8,509万5,288円で、前年度に比べ1億1,561万9,298円の増となり、構成比が71%と一番高く、後期高齢者支援金等は2億2,653万5,359円、介護納付金は8,927万7,982円であります。その他、共同事業拠出金3億792万9,559円、保健事業費1,263万2,219円、諸支出金等を加えた歳出総額は25億1,273万47円となり、前年度決算額と比較して1億2,488万6,145円の増となったところであります。

291ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、368ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 平成23年度砂川市介護保険特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の414ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります。初めに一般概要について申し上げます。平成23年度の財政運営は、介護保険事業を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳出総額15億1,510万4,584円で、歳入総額は15億4,440万7,505円となり、差引額は2,930万2,921円で、その内訳は国庫負担金等の過交付1,146万1,794円及び保険料の還付未済5万5,800円によるもので、これら差引額1,778万5,327円は剰余金として介護給付費準備基金に積み立てることとしたものであります。なお、過交付及び還付未済となったものは、翌年度において返還及び還付するものであります。

歳入につきましては、第1号被保険者保険料は2億7,689万7,930円、国庫支出金は3億7,706万7,300円、道支出金は2億3,126万9,349円、支払基金交付金は4億3,350万6,363円、繰入金は2億234万5,616円、繰越金は1,986万8,471円、これに分担金及び負担金310万5,000円、財産収入34万7,476円を加えた歳入総額は15億4,440万7,505円となり、前年度決算額と比較して3,238万5,793円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費は1,542万4,815円、保険給付費は14億2,439万1,470円、地域支援事業費は4,709万2,141円、諸支出金は1,990万8,172円、これに基金積立金678万9,000円、公債費149万8,986円を加え、歳出総額は15億1,510万4,584円となり、前年度決算額と比較して3,713万306円の増となったところであります。

なお、415ページ以降は決算書、款別決算内訳書、決算事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、482ページ、483ページには関連調書を添付しておりますので、

ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 平成23年度砂川市後期高齢者医療特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の484ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要であります、初めに一般概要について申し上げます。平成23年度の財政運営は、後期高齢者医療制度を円滑に実施することを基本として運営に当たり、歳出総額は4億9,665万5,841円、歳入総額は4億9,815万2,341円となり、差し引き149万6,500円を翌年度へ繰り越したところであります。なお、還付未済となった保険料16万4,800円については、後期高齢者医療広域連合の指示により翌年度において還付するものとなり、後期高齢者医療広域連合から還付未済分が返還されるものであります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料2億485万1,800円で、現年度分の収入率は99.9%で前年度に比べ0.1%の増となり、歳入総額に対する構成比41.1%となったところであります。一般会計繰入金金は2億9,104万2,941円、その他、繰越金101万2,600円と諸収入124万5,000円を加えた歳入総額は4億9,815万2,341円となり、前年度決算額と比較して1,610万7,808円の増となったところであります。

歳出につきましては、総務費158万7,626円、後期高齢者医療広域連合納付金のうち療養給付費は2億2,930万9,664円で、前年度に比べ1,235万5,733円、5.7%の増となり、事務費分564万7,000円、保険料分2億436万7,900円、保険基盤安定分5,478万7,685円を加えた総額は4億9,411万2,249円となり、前年度に比べ1,567万2,490円の増となったところであります。その他、保健事業費65万8,766円と諸支出金29万7,200円を加えた歳出総額は4億9,665万5,841円となり、前年度決算額と比較して1,562万3,908円の増となったところであります。

485ページ以降は決算書、款別決算内訳書、事項別明細書及び実質収支に関する調書であり、516ページには関連調書を添付しておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 議案第18号 平成23年度砂川市下水道事業特別会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

決算書の369ページ、決算の概要をごらんいただきたいと存じます。初めに、一般概要であります、平成23年度の公共下水道整備事業は、本町南地区で浸水対策として雨水管整備を行うとともに、長寿命化計画に基づき、雨水管2カ所の改築整備、ポンプ場1カ所、ポンプ所4カ所及び雨水管3カ所の改築実施設計委託を行ったところであります。平成23年度末現在の下水道普及率は92.7%、水洗化率は97.4%で、下水道水洗

化の普及促進を図りながら下水道施設の効率的な活用に努めてきたところであります。また、個別排水処理施設整備事業は、平成8年度から事業に着手し、生活排水の適切な処理を図るため合併処理浄化槽の普及に努めてまいりましたが、平成23年度末現在で136基を設置したところであります。平成23年度の収支であります。歳入総額9億510万4,670円に対し、歳出総額9億453万271円となり、差し引き57万4,399円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、歳入であります。分担金及び負担金は401万7,230円、使用料及び手数料は3億9,850万7,730円、国庫支出金は1,960万6,678円、繰入金は1億9,691万5,000円、諸収入は391万6,723円、市債は2億8,140万円、前年度繰越金は74万1,309円で、歳入総額は9億510万4,670円となり、前年度決算額と比較して1,248万4,010円の減となったところであります。

次に、歳出であります。下水道費は2億1,907万5,210円、個別排水処理事業費は1,311万3,543円、公債費は6億7,232万6,358円、諸支出金は1万5,160円で、歳出総額は9億453万271円となり、前年度決算額と比較して1,231万7,100円の減となったところであります。

以下、370ページから413ページまでは関連する調書でありますので、お目通しをいただき、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 議案第21号 平成23年度砂川市病院事業会計決算の認定を求めることについてご説明申し上げます。

病院事業会計決算書の25ページをごらんいただきたいと存じます。平成23年度は、新本館の診療体制を着実に固めながら、10月28日に南館を開院し、新たにこころの医療センターとして精神科医療の充実と健診センターのリニューアルを行ったところであります。経営面では、病床利用率の向上が図られたものの、新病院の規模増大による経費の増加、建物や医療機器に係る減価償却の開始など、引き続き大変厳しい状況であります。市立病院改革プランに基づいた収入確保・増加対策、経費節減・抑制対策などを実施し、地域医療を確立するため、診療体制の充実、患者サービスの向上を図るとともに、医療環境施設の整備拡充を実施したところであります。また、初の試みとして、地域に愛される病院を目指し、地域の方々との触れ合いを深めようと病院祭を開催し、多くの方々にご来院をいただいたところであります。診療施設整備では、超音波手術器、全身麻酔器、トレーニングシミュレーターなど120品目の医療機器の取得及び更新を行い、南館関連医療機器整備と急性期医療や臨床研修病院としての機能に対応すべく整備を図りました。また、診療体制では、12月に空知管内で初となる地域救命救急センターの指定を受けたことや、モデル事業であった認知症疾患医療センターが本指定となるなど、地域医療連携・派遣診療など地域センター病院としての役割を果たすための診療体制の充実を図りながら、良質

で安全な医療の提供と患者サービスの向上に努めてまいりました。

それでは、まず患者数であります。入院患者数は14万3,743人で、前年に比べ7,105人の増となり、外来患者数では25万8,934人で、前年に比べ2,978人の増となりました。次に、収益的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、収益的収入は109億6,858万9000円で、前年より6億5,251万5,000円の増で、収益的支出は124億2,692万9,000円で、前年より7億5,893万2,000円の増となり、収支差し引き14億5,834万円の純損失となりました。次に、資本的収支であります。消費税抜きで申し上げますと、資本的収入は28億115万7,000円で、内訳は建設改良に充てる企業債23億860万円、投資償還金1,269万2,000円、国庫補助金3億9,817万7,000円、道補助金3,150万円、一般会計出資金4,456万9,000円、寄附金561万9,000円であります。資本的支出は32億3,734万8,000円で、内訳は改築事業費26億3,672万1,000円、資産購入費1億4,489万8,000円、建設利息110万4,000円、企業債償還金4億4,482万7,000円、投資979万8,000円あります。また、企業債未償還残高は164億1,293万8,000円となっております。

なお、10ページの平成23年度砂川市病院事業剰余金計算書及び12ページの平成23年度砂川市病院事業欠損金処理計算書につきましては、地方公営企業法の一部改正に伴い、新たな様式となっておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、26ページから32ページまでは関連資料となっておりますので、ご高覧いただき、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で各議案に対する提案説明を終わります。

続いて、監査委員から監査意見の開陳を求めます。

監査委員。

○監査委員 奥山 昭君（登壇） 地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成23年度一般会計、特別会計及び病院事業会計決算並びに基金運用状況の審査概要についてご報告申し上げます。

審査意見書の1ページをごらんください。審査の方法は、提出された各会計の決算書及び決算附属書類並びに基金運用状況調書に基づき、計数の正確性、適法性、予算執行の適否等を主眼として審査を行った結果、決算書及び附属書類は関係法令に基づいて作成され、計数は正確で適切に処理されており、財産の管理状況も適正に行われていることを認めたところであります。

2ページ目の決算概要を申し上げますと、一般会計で歳入総額115億3,921万9,557円に対し、歳出総額111億2,586万3,229円で、差し引き4億1,335万6,328円の剰余金が生じた決算となっております。特別会計の剰余金では、国民

健康保険特別会計で260万4,981円、下水道事業特別会計で57万4,399円、介護保険特別会計で2,930万2,921円、後期高齢者医療特別会計で149万6,500円の剰余金を計上しております。

病院事業会計は、砂川市公営企業会計決算審査意見書の4ページの3、経営状況についてをごらんいただきたいと存じます。平成23年度は、旧病院除却費等の特別損失が6億7,001万2,434円あり、事業収益109億6,858万8,842円、税抜きに対し、事業費用124億2,692万9,223円、同税抜きで、差し引き14億5,834万381円の純損失となっております。

一般会計及び特別会計には、今後とも効率的な行政運営と健全な財政の確保に努められることを望むとともに、病院事業会計には新病院の運営に当たり、なお一層の経営努力を期待し、報告といたします。

○議長 東 英男君 これより各議案に対する総括質疑を行います。

初めに、議案第16号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員（登壇） 議案第16号、平成23年度一般会計決算に関して、私は1点質疑をさせていただきたいと思っております。

たびたびお伺いしていることでありますけれども、中でも私は学童保育事業の関係につきましてお伺いしたいわけでありまして、学童保育事業を行う以前は、平成14年度いっぱいまで留守家庭保育事業として行われていた竹の子ホームというのが実は廃止されて、翌年度はブランクの年でありましたけれども、16年度から新規事業として放課後児童健全育成事業の補助メニューを用いて実施され、現在に至っておるわけでありまして、学童保育設置された16年度当初につきましては、残念ながら21名の利用者ということにとどまっておりましたけれども、翌年度からは非常にいい保育所であるということがありまして、大幅に利用者の人員もどんどんふえてまいりまして、公設公営あるいは公設民営、それぞれ1カ所ずつ増設されて、現在では4カ所にふえて今回の決算を迎えているわけでありまして、この間私はたびたび利用料が値下げできないのでしょうかということで事あるごとに質疑あるいは質問を行ってまいりまして、昨年度は全く行っていません。後にお話しいたしますけれども、去年は行っておりません。今回の決算をみますと、この利用ニーズの高まりから、私はたびたび保護者の負担割合、それから市の負担割合、それが国から半々が望ましいということを示されているわけでありまして、そのことにつきまして市の負担割合のほうが利用者の負担割合に比べて少ないのではないかとということから、たびたび質疑を行ってまいりました。

今回の平成23年度の決算をみますと、全体経費、これは公設公営の部分に限って私はお伺いしたいし、そのことにつきましてお話しするわけでありまして、全体経

費として約1,400万円かかっておりまして、そのうち利用者の利用料といいますか、歳入の部分でありますけれども、これが830万円、率にしまして約60%を占める率となっていると。この件につきまして、平成21年度決算だったでしょうか、私この場で、先ほども触れましたけれども、その負担割合を五分五分に、フィフティー・フィフティーといいたいでしょうか、が望ましいのではないのでしょうかという問いかけに対しての答弁は、何年か推移を見たいのだと、その結果として考えていきたいという旨のご答弁があったものですから、私はあえて昨年はその推移を見定める時間が必要なのだろうなということで私は質疑を行いませんで、今年度のただいま審議されております23年度の決算を見たときに、そのときから比べても横ばいで、負担割合が4割、6割という形で推移しているのではないかとということで改めまして、今回市長就任されて初年度の23年度の決算でもありますし、実は平成24年度に向けてということであれば、学童保育始まってから10年目を迎えるという私にとってみても節目の年ではないかなというふうに思うものですから、改めまして平成23年度の一般会計決算を踏まえた中でそのお考えをお伺いしたいということで、1回目の質疑とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） それでは、学童保育所の保育料についてのご答弁をさせていただきますと思います。

学童保育所の保育料は、公設公営施設につきましては平成18年度に国から示されました運営費のおおむね2分の1を保護者にご負担をいただいておりますが、過去3年間の保護者負担割合の推移につきましては、平成21年度が48.7%でありましたが、平成22年度は56.5%、平成23年度が54.5%となっており、ここ2年間においては50%を超える状況となっております。現状の通年における月額保育料の設定では、毎年の利用者数により割合が増減する状況となっております。過去2年間のように50%を超える状況が今後も考えられるところであり、このことから、保護者負担割合が高い状況を解消していきたいと考えており、おおむね2分の1の負担割合を2分の1以下の負担割合となるよう保育料の軽減を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 東 英男君 一ノ瀬弘昭議員。

○一ノ瀬弘昭議員 ただいまご答弁いただきまして、私この場でお話しするのが9回目といたいいいでしょうか、9年目とかとなるのでしょうか、この間たびたびお話をしてくまして、ご答弁をお聞きして、明確に引き下げということのご答弁をいただいたのは今回が初めてで、来年度に向けては引き下げの考えだということで、非常にうれしく思っております。そのことに非常に感謝といいたいでしょうか、申し上げたいなというふうに思っています。もともとなかったものができたということでは本当に喜ばしいことなのですが、若い

子育て世代のお父さん方あるいはお母さん方、本当に収入もどんどん減っていく中で一生懸命子育てに頑張っておられます。そのことをおわかりいただき、今回引き下げというお考え方を示していただいたことに対して本当にうれしく思っております。議員として余りふさわしいことではないのかもしれませんが、ですけれども、子育て世代のお父さん方あるいはお母さん方、その代弁として心からお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

終わります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員（登壇） それでは、私も一般会計決算についての総括質疑を4点にわたっていたします。

まず、1点目は、平成23年度決算では歳入歳出総額の差し引きで4億円以上の剰余金となっておりますが、その理由について、まず1点目お伺いをいたします。

2点目は、同じくこの決算において建設事業費が前年度と比べて約5億2,697万円ほど減となっているのですけれども、その原因をお伺いをするのです。ただ、この建設事業費というのは、いわゆる公共事業費と思ってよいのかもあわせてお伺いしたいと思います。

大きな3点目としましては、平成23年度はまだ市長が市長になられる前の3月の予算だったのですけれども、トヨタクラウンとエスティマハイブリッドという高級乗用車2台の購入があったわけですけれども、23年度ではこの2台、トヨタクラウンあるいはエスティマハイブリッドの乗用車がどのように使われたのかをお伺いをしたいと思います。

最後の4点目といたしましては、最近新聞報道などで話題になっております職員の出張旅費について伺いたいと思います。出張旅費については、職員の旅費に関する条例に基づいて出費されていると思いますが、平成23年度における条例で言われている普通旅費、鉄道、船、航空、車、あるいは日当及び宿泊料についてそれぞれどのくらい出費されたのかをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 4点ほど質問がございました。順に答弁をさせていただきます。

まず、1点目の歳入歳出差し引きで4億円以上の剰余金となったと、この理由についてであります。平成23年度決算による剰余金が繰越金という形になっておりまして、この繰越金につきましては4億1,335万6,328円となりましたが、この繰越金につきましては、これまで交付決定にあわせて3月定例会の会期内などにおいて補正を行うことがありました特別交付税が3月23日に交付決定となったため、補正ができなかったことにより、予算額と比べまして1億8,316万2,000円ふえたことが大きく、そのほ

かには歳入では本年の豪雪に対応する臨時市町村道除雪事業費として3,150万円の国の補助金が交付されたほか、個人市民税と固定資産税が増となり、歳出では生活保護費や自立支援給付に係る扶助費などの執行残があったことから、4億円を超える繰り越しとなったものであります。なお、この繰越金のうち4,627万8,000円につきましては、平成23年度の国、道の負担金補助金の精算分といたしまして平成24年度において過年度過誤納還付金として返還するものであります。

続きまして、歳出性質別決算の推移で建設事業費が前年比5億円を超える減少額となっている。その理由と公共事業費と同様に考えてよろしいのかという、その点につきましてご答弁を申し上げます。まず、平成23年度の普通建設事業が前年度と比べまして大きく減少となった理由でありますけれども、平成22年度の事業費は15億632万2,000円でありましたが、このうち小中学校の耐震化事業を5億671万6,000円で実施したものであり、また平成23年度につきましては南吉野団地建設事業の最終年度であったことなど、公営住宅建設事業の事業費が減少したことなどもあり、建設事業費が9億7,935万5,000円の決算額となったところであり、前年度と比較いたしまして大きく減少しているものであります。この普通建設事業につきましては、公共事業と同様かというご質問でありましたけれども、こちらにつきましては建設事業費というものにつきましては決算統計上、地方財政状況調査という国の統計資料と同じような形をとっておりますので、公共事業だけではなく、例えば用地購入ですとか物品購入等も多額のものにつきましてはこちらの普通建設事業というものに該当になるというところでございます。

続きまして、3点目になります。昨年購入をいたしました公用車でありますクラウン、エスティマですか、こちらの運行状況についてご答弁を申し上げます。この公用車の購入に当たりましては、東日本大震災の影響により納期が大幅におくれたところではありますが、クラウンの運行状況につきましては平成23年8月29日の納車以降、平成24年3月末までの運行回数は合計200回、走行距離数は6,739キロとなっているところであります。次に、エスティマにつきましては、平成23年8月4日の納車以降、平成24年3月末までの運行回数は合計70回、走行距離数は4,434キロとなっているところでございます。

最後になります。職員の出張旅費についてご答弁をさせていただきます。当市職員が出張する際の旅費に関しましては、事業ごとに予算を計上いたしまして、砂川市職員の旅費に関する条例等に基づき支給額を算定しております。旅費の種類につきましては、先ほどありました一般的な出張であります普通旅費と研修等への派遣を目的とする特別旅費に分かれまして、この2つが職員に対する旅費という形になります。平成23年度の決算の支給総額では、普通旅費が462万8,090円、特別旅費が195万4,460円となっているところであります。旅費のうちの宿泊料及び日当の関係になりますけれども、こちらにつきましては定額で支給しているところでありまして、その基準につきましては、宿

泊を伴う出張がその旅程から日帰りができない場合のみ命令するものとしたしまして、その際には旅費等級及び道内、道外に区分した宿泊料を支給しているところであります。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。何か答弁漏れ等がございましたら、ご指摘を願いたいと思います。

○議長 東 英男君 小黑弘議員。

○小黑 弘議員 順番に、ただ1点目と2点目はちょっとあわせてお伺いすることになると思うのですが、これは善岡市長が市長になられる前の予算と、それから市長になられて6月に政策予算という形の決算になるわけなのですが、ちょっとこの決算を見て気になったのは、剰余金が通常今まででいくと大体2億ぐらいで推移してきていたところが4億の剰余金が出る結果になっているのと、それから先ほど建設事業費というのは大体公共事業費と同じように考えていいのかとお話を伺ったときに、多額の物品等、今のお話でいけばほぼ砂川の場合は公共事業費というふうに考えてもいいのかなというふうにはちょっと思ったのですが、こちらのほうが21年度のほうが高かったというふうに考えていいのかどうかという点なのですが、市長はずっと総務部長、その前からよく知っておりますけれども、とにかく行財政改革の鬼と言われたぐらいにいると財政健全化のために非常に努力をされてきた職員だということはよくわかっているのですが、ただ市長になられた今度は、お金を残すばかりではなく、必要なところにはぜひ使ってほしいというふうに私は思っているのですが、そういう意味で、この4億円余らせて、結果的に言うと財政指標も非常によくなってきています、以前と比べれば間違いというような数字が残ってきているのです。

ただ、私はそういう中で若干気になるのは、今までで就業人口の中でかなり大きな意味を占めてきていた建設業の産業別の人口数というのがだんだん、だんだん減ってきておまして、いっときバブルのころは異常に高かったということはあると思うのですが、結構砂川の場合は建設業に携わっている特に若い人たちというのが多くて、国も道もどんどん、どんどん公共事業を減らして行って、特に民主党政権になったらコンクリートから人へというようなこともあって、都会ではそれはそれでいいのかもわからないのですが、特にこの辺の地方とかというふうになってきますと、なかなか建設業をやっていた若い人たちが突然病院に勤めるというわけにもいかないし、結果的には産業人口の推移を見ていくと建設業が減っていく、ほかも大体減っていているのですが、一番ふえていっているのは福祉とか医療というのが今ふえてきている。これは、こんな大きな病院を抱えているわけですから、当然そういうことも考えられると思うのですが、さっきも言ったとおり、やはり公共事業というのはある一定の割合というか、これはもうどうしても雇用を守るという上でも大切なことなのかなというふうに私は考えているのですが、やはり1年間で5億もぐんと落ちるということになっていくと、この影響というのは大きく出るだろうな。ここで仕事がなくなれば、被災地に行って仕事を得るか、

あるいはほかのまちに行き仕事を得るか、つまりここから家族ともども出ていかなければならなくなるというふうな状況も起こり得るのではないかというふうにちょっと心配しているのですが、そこで2回目はこの点に関して伺いたいのは、市長は先ほど言ったとおり財政健全化ということについてはとてもまめで一生懸命な方だと思うのですが、この予算における公共事業の割合、これからどういう形で公共事業を市長は出されていこうとするのか、決算を踏まえた上でももちろん、もしかすると、余計なことは言わないでそれだけを聞きますけれども、どんなふうなお考えをされているのかというのをここで伺いをしたいと思います。

それから、3点目のクラウンとエスティマハイブリッドの関係なのですが、私はまだまだかえる必要はなくてと思っていました。前の市長が買って残していった車なのです。もしかすると市長は要らなかったかもしれない、この市長専用車というやつを。そういうふうな思いもあって、せっかく市長が新しくなられたので、市長公用車、市長専用車ということについてやっぱり必要なのだと、特にこういうクラウンというのはやっぱり必要だというふうに思われているのかなのですが、前の市長は形から入る人だったのです。やっぱり市長たるものは、こういう黒塗りのびっとした車に乗らなければいけないと、何が悪いのだというわけです。忙しくて忙しくて、一人でぼおっとしているいろいろな考え事をするためには、楽で、もしぶつかっても安全性のあるこういう高級乗用車が要るのだというふうに言われていたので、ただ先ほどから言っているように善岡市長の場合はもうちょっと実利的、実用派で、しかもやはり財政というものに関してはとても考えられる方ですから、決して私は権威主義っぽい人ではないというふうに考えているのですが、もしかすると1人、2人しか乗れない500万もする高級クラウンは、市長にとってみると実はこれではなくて違うものが欲しかったというふうに思っているのではないかなというふうにも思うのです。そんなような意味も含めて、市長が市長公用車に対して、特にトヨタクラウンですが、どんなふうにお考えになって乗られているのかというのをちょっと伺いをしたいなというふうに思います。

それから、23年度でこのクラウン、エスティマはすぐ買えなくて、たしか東日本の大震災の関係があったと思うので、それぞれ8月に購入ということで半端な走行状況だと、今湯浅部長もおっしゃったとおりなのかなというふうには思うのですが、ただ両方あわせて、多分古い議長車と言われていたあの車もあわせながら何とか運用されてきたのかなというふうには思うのですが、余り以前と乗り方が変わっていないように思うのです。両方あわせて考えてみてもですよ。それで、1台は普通乗用車のトヨタクラウンにして、もう一台はトヨタエスティマという今までこの砂川市ではなかったタイプの車を購入したので、もっと違う使い方というのがされているのかなというふうに思ったのですが、現実走行距離と時間、あるいは回数は話をさせていただいたのですが、この2台に限ってでいいです。あとの公用車というのは非常にわかりやすい公用車ですので、

この2台の乗用車に関してもう少し詳しい中身を知りたいなというふうに思います。それが3点目の2回目の質問です。

それから、4点目の職員の出張旅費についてのことなのですが、今出張旅費としては462万というようなお話があったのですが、特別委員会もあるので、余り詳しく数字まで言ってしまうと何かもわからないですけれども、一般管理費の中の旅費だけのことを言っているわけではないのですよね。全体として市の職員が出張した金額全体が砂川市としては462万円、平成23年度にあったというふうに考えていいのかお伺いをしたいのですけれども、そんなものなのかなと実はちょっと思っているが質問です。それで、定額の支給なので、鉄道とか航空とか、車は別にしても、特に私聞きたいのは日当とか宿泊料とかという、こういうものは別々には示されないのだというお話があったのですけれども、ということは1泊2日で旅行に行ったら、はい、幾らねということなのかなということなのです。2回目ですから、もうちょっと具体的なお答えが欲しいなというふうに思うのです。

そもそも領収書というのはこの出張には必要ないのでしょうか。もう一つ気になるのは、最近の新聞で要するに札幌の共済のホテルに泊まってどうのこうのというのがありましたけれども、多分少なくとも砂川の場合は札幌とか旭川については泊まらないということがあったと思うので、この辺のところはなかったのだろうなというふうには思うのですけれども、最近飛行機代にしてもいろんな割引があったりとか、ホテルなんかも相当割引があって安くなっているというふうに私は思うのですけれども、定額で出ていますというお話だったので、定額の中身聞いてもいいのですけれども、私は3回のチャンスしかないので、多分条例に基づいて出されているのだろうと思うのです。日当の場合は1級と2級というのが分かれていて、つまり特別職、医療職、あと4、5級というのが何だかよくわからない。多分部長クラスか何かなのでしょう。2級の人と道外、道内によって違うのですけれども、市長もそこに含まれるでしょうから、1級でいきましょうか。日当の場合だと道内が2,300円、道外が2,700円と、定額というのはこういう意味だということなので多分よりのかなというふうに思いますし、それから宿泊料の関係でいくと道内は1万1,700円、道外は1万3,900円という定額が行く人にずっと渡されるのか、戻ってきてどうなのかというのはちょっとわかりませんが、そういう仕組みになっているのかどうかという点をもう少しお伺いしたいなというふうに思うのです。

定額という意味合いのことで今お伺いしました。もしも出張へ行った人間が安いホテルに泊まったりとか、あるいはこんなことはまずないと思うのですけれども、親戚が東京にあって、東京に出張したとします。その親戚に泊まって、戻ってきたとしてもこの宿泊料というのは出るのかなと。定額で出るということなので、その辺の根拠ってどこら辺にあるのかなというふうにも思うので、そんなところも23年度をもってしてどうだったのかということをお伺いしたいと思うのです。そもそも日当というやつなのですけれども、仕

事で行っているのですよね、仕事で行っているのにさらに日当をもらうというのがどうも普通感覚だとわかりませんで、以前は議員も委員会に出ると1日幾らとかという日当があったのですが、これは普通の市民感覚ではとてもではないけれども、理解されないだろうということで、もう大分前にこの日当というのも廃止を私たちはしているのですけれども、職員の場合は仕事で出張に行っても日当が出るというふうに条例になってまして、当然出ているのだろうというふうに思うのですけれども、その確認とあわせて、今全体に2回目の質問をしましたけれども、お答えをいただきたいと思ます。

○議長 東 英男君 小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁は休憩後に行います。
10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を開きます。

小黒弘議員の2回目の総括質疑に対する答弁を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 私の答えれるところについては私からお答えしまして、あとは総務部長のほうからということで、3点ほど。

まず、市長公用車というのですか、クラウンとエステマと言ったほうがわかりやすいのだと思ますけれども、ご承知のとおりこの議決については私がいなくてですので、どういう経過があったか私は詳細に知らないというのがございますけれども、議会というのはあくまでも議決で決まるということで、時の市長がクラウンとエステマということで議決されてございます。私はそれを、財産ですから大事に貴重に使っていかうという考えでございまして、それを言うと余りにもひどいので、ただ私は車にそんなに興味あるわけではないですけれども、市長になってよくわかるのは、市長は専用車は必要だと、自分の口から言うのはあれですけれども、余りにも激務です。行く場所が非常に多いと、東京に行って、すぐ帰ってきて、夜ちゃんとパークでまちの有志の方のいろんな会が待っているという状況もございまして、そこも車があるから来れると。

ただ、私が心配するのは、市長というのは私個人の一人の体でなくて、少なくとも市民の代表として24時間担わなければならぬと。だから、よく人に言われるのは、市長は自分の車で運転するのと、事故を起こしても、遭っても、スピード違反になっても進退にかかわると、本来はちゃんとした車に乗るべきだと言う人が結構たくさんおられます。タクシーに乗ったほうがいいのではないですかと言う方もおられました。ただ、昔の論議の中では、タクシーのほうが現実的には経費が高く出たというのがございますけれども、私は使い分けをしております、クラウン、タクシー、自分の車、その状況の中でやっております、なるべく私自身は自分の車は避けたいというのが本音でございまして、車につきましてもどの車がいいかは議決している事項でございまして、私がそれをどうのこうの言う立場

にはございませんけれども、ある程度安全性が確保された車であればいいというふうには思っております。

それから、公共事業ですけれども、先の話をするわけにはいきませんが、私は常々公約の一つに公共事業を少なくとも確保していくのだということを申し上げてございまして、道路事業が一時は2億程度まで落ちてございますけれども、私はある程度5億近くまで確保しながら何とか雇用を守っていただきたいと。ただ、建設事業については波があるから、たまたま小黒議員は前年との比較をしていますけれども、もっと低い時代は何ほでもございました。建物というのは計画的にやれるものではないということです、道路事業はいっぱいございますけれども。それを決まった額でいくなっていくのは現実的に不可能でございまして、たまたま前年との中で学校の耐震事業があるから落ちただけで、総体が低いのかと思ったら、そういう考えには私は立っていないと。以前に小黒議員の一般質問が何かで申し上げましたけれども、空知の中ではトップクラス、岩見沢はちょっと別格ですけれども、公共事業を確保しているというふうに申し上げてございます。また、それについては小黒議員は余りご承知でないでしょうけれども、業界の方々については十分説明をしているところで、理解をされているところだというふうに私は思っております。

それから、旅費のほうはちょっと細かくて、私ではないのだろうなというふうに思いますけれども、私も過去2回旅費の削減にかかわった者として、私自身が削減をしてきたというのがございますので、申し上げますと、先ほどの費用弁償の関係はちょっと誤解されているかなという感じもしてまして、議員さんが市外なりいろいろ出張すると現実的には当たります。ただ、市内の場合については実費弁償というのが費用弁償はございまして、現実的にはバス代なり車代、ガソリン代で換算して、皆さん方は請求していただいているというのがございますので、それと旅費のやつと混同しているのではないかなというふうに私は聞いておりました。

〔「日当だよ」と呼ぶ者あり〕

費用弁償という形で、日当という名称ではなくて、議員さんも札幌なり函館なり行くと費用弁償という形で同じように当たるようになっております。ただ、落ちたのは市内旅費、市内に来る場合の費用弁償というのは実費という判例がございまして、バスで来る人はバス、自家用車で来る人は市の基準でリッター何ぼとかという形になってございまして、そういう形での整理を当時させていただいたというふうに、それを断ると寄附行為にかかわるので、おおむね皆さん方は請求されているというふうに先ほどちょっと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

ただ、そのときには2キロという、当時小黒さん……

〔「それは変わっていないよ」と呼ぶ者あり〕

小黒さん前にも、何年か前私総務部長のときに言われたのですけれども、基準が2キロというものがあるものですから、2キロ未満だと当たらないというのが、当時小黒さんも

言われていましたけれども……

〔何事が呼ぶ者あり〕

なくなったと言われるので、なくなっていないですよということ。

〔何事が呼ぶ者あり〕

そういうことで、あと細かいところは総務部長のほうから答弁させていただきます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 質問が何点かございましたので、まずは初めにクラウン、エスティマの関係の車の中でエスティマの詳しい使用の状況ということでお話がありました。こちらにつきましては、比較をいたしますと、前の車でありますデポネアとの比較という形になるかと思えますけれども、22年度1年間のデポネアにつきましては走行距離が約5,800キロというような走行距離でありました。エスティマにつきましては、先ほど23年度の年度内のお話をさせていただいたところでありますけれども、約1年間たっておりますので、その1年間の走行距離といたしましては約8,800キロという形になっておりますので、車種が変わったということもあります。非常に人数が乗れるというものもありますので、例えば出張の際は今まではJR等を使っていた出張についても、多くの人数で行くときにはより行きやすくなっただろうという、今までであれば公用車もライトバン等が多かったものですので、それらにかわってこれらのエスティマを活用することによって逆に言いますと旅費の削減等も図れるのではないかと、そういうような使い方になっておりますので、距離数につきましては約3,000キロほどふえているという、単年度の比較ですので、一概にそれが全てとは言えないかもしれませんが、傾向としてはそのような傾向があるかなというふうに判断しているところでございます。

続きまして、旅費の件なのですけれども、旅費の質問の中で日当のトータルの額というお話もありましたけれども、その前に一般管理費との関係をちょっとお話をさせていただきます。旅費につきましては、決算書の9節旅費になっている部分については普通旅費と費用弁償が加わったものになっております。ですので、この旅費を全て計算したときと普通旅費の計とは当然差異が生じるものでありまして、例えば各審議会の委員さんの出席の費用弁償ですとか、各委員さんの旅費等もこの中に含まれておりますので、それらの旅費が各予算費目に振り分けをされておりまして、その中で普通旅費の分と特別旅費の分を抽出して計算いたしましたのが先ほどの数字という形になるところでございます。

それで、旅費につきましては、普通旅費については件数が年間500件を超える件数というふうになっておりまして、この中で日当が幾らだ、交通費が幾らだというのは伝票を1枚ずつ確認をしてそれを確かめるという作業になっておりまして、その計算は行われていないのが現状ではありますけれども、宿泊料に関しましては件数が少ないものですので、抽出して拾ったものによりまして86万程度が宿泊費として支給をされているという形になります。こちらにつきましては、普通旅費という形になります。

旅費の質問の中で領収書は必要なのかということもありました。定額で支給するという事は領収書は不要ということで、定額で支給いたしますので、例えば宿泊の伴う出張の場合にはどの用務で行くのかという、それらの用務を記載した文書とあわせて伝票を起票いたしまして、それに基づいて支給されるという形になりますので、基本的にはそれらの支給に基づいて、出張が中止になったときは別ですけれども、その支給に基づいて支出されるという形になっておりまして、その金額を戻すということは実際的には取り扱いとしてはないという状況になっております。

あと、今いろいろ新聞報道で話題になっております札幌出張につきましては、砂川市の場合につきましては距離が短いということで、基本的には札幌出張で宿泊というものはありません。ですけれども、特に認められた場合については宿泊もできるということになっております。それは、例えばその会議が深夜に及ぶというものがあればそういう形になりますけれども、23年度においてはそのようなものがございませんので、23年度について札幌出張で宿泊をしたというケースはございません。

あと、例えば価格の安いホテル等に泊まった場合の旅費はどうなるのかという部分につきましては、定額という考え方になっておりますので、それらについての精算等はなされないということになっております。

あと、日当の考え方ですけれども、日当の考え方につきましては、以前は例えば出張の際のお弁当代、昼食代ですとか交通費、不意に出張先でかかる交通費というのもありますし、例えばその途中での市役所への連絡の通信費ですとか、そのような形でかかるというふうにも言われておりましたけれども、実際的に弁当代がどうなのだというような議論等もありましたので、日当等の削減は行革の中でも行われているところでありますので、札幌等に関する日当が減額になったというのはその辺の状況を踏まえながら日当を削減しているという経過がありまして、よく言われているのは旅行雑費という形の考え方で、それらに係る経費という考え方でございます。

以上であります。

○議長 東 英男君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 市長に誤解を逆に解いておかなければいけないのは、僕が言っている日当というのを前に委員会に出てきたり議会に出てきたときにも議員報酬以外に1日1回幾らともらっていたときがあったのです。それは、もう随分前にやめようということでやめているのです。市長がおっしゃっているのは、2キロ以上の場合に家から、あるいは勤務先からここまで来るまでに費用弁償として請求するともらえるというのは残っています。議会としてはそれだけです、残っているというのは。さっきも言ったように、私は2キロ未満なので、一切もらっていないということが大前提としてまずあるのですが、最後の質問、3回目になるので、公共事業の関係が業界の方々ともお話をしている、私は知らないかもしれないけれども、業界の方々も納得してもらっているというようなお話だったので、

私がこれ以上言うのは余計なお世話なのかもしれないのですが、市長が会っていない業界の人たちというのも結構いるのです。それは、若い人たちです。市長は多分社長さんクラスの方々とかお話ししていないのだと思うのですが、現実にはみんな四苦八苦です。市長は、公共事業というものに対して道路事業ということは重点に置こうということは市政方針にも書かれているし、現実的にいろいろ道路についてはいっぱいやっていらっしゃるというふうに私も思います。ところが、道路というのは意外と関連業種というのは少なく、建設業界というのは本当に経済波及効果が高い事業だと。僕もただ単純に公共事業をやれ、やれということでは絶対ないのです。ただ、財政規模にある程度見合った分の公共事業というのは、市長はばらばらであるのだと言うけれども、ある程度平均的でないと業界そのものが今後の雇用の関係にしても、あるいはこれからどう設備投資をしていくかということについてもなかなか先が見えてこないということになってしまうのです。そういう意味で言えば、市長にとってみれば今後財政運営をしていく中で、市政運営をしていく中でどのぐらいの公共事業というのが人口確保、あるいは人口の現状維持ということに向けてどういうふうを考えてられるのかというふうに私は具体的にお伺いをしたかったわけです。つまり平成23年度の決算を通じてです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

お答えなければ、市長のお考えはそういうことなのだと、さっきのまんまだなというふうに私は思いますから、いいですけども、実はこれってとても大事なことで、一般質問っぽいからやめろというのならやめます。でも、そんな簡単なことを私は今質問していないのです。だからこそ総括なのです。きのうのそれこそ一般質問にもあるのですが、本来宮川団地やっていけば、75戸ですから、15億ぐらいの公共事業だったのです。お年寄りにも喜ばれる、あるいは今後人口の問題から考えても私はやっぱり絶対やるべき事業だろうなというふうに思っているのですが、この15億もばさっといってしまったわけです。こういうこと考えていくと、市長は平成23年度のさっき言った財政状況というのはとてもきれいになってきたのだけれども、そこをやるのが、とてもそこに熱心であって、つまり財政がきれいになって貯金がたまることが市長の目的なのではないかなと思うぐらいのきれいな財政状況になっております。だけれども、本当に市長たる職の人がそういうことなのだろうかとは私は思うのです。ぜひここは、いや、それは一般質問っぽいねと言うのではなくて、答えていただければなというふうに思います。

それから、先ほどの車の関係は、市長の考え方を聞いて市長の考え方がそうなのだということがわかったので、それでいいのですが、念のために1つだけ市長にお話をしておきます。トヨタクラウンというのは市長専用車ではありません。知っていますか。

〔「知っています」と呼ぶ者あり〕

でも、市長は専用車であれ使っているとお話しになっていましたよ。

〔「専用車にしてほしい」と呼ぶ者あり〕

あれは、市長と議長の公用車ですよ、トヨタクラウンは。そして、エスティマは、市役所と議会の共用車なのです。そういうふうにして皆さんは賛成をされて、僕は残念ながらあのときは反対をしたのですが、そういう2台の車なのです。ところが、今見ていると、あのクラウンは市長専用ですよ。しかも、事務報告書には購入、市長車と書いてあるのですよ。見事なものですよ。買うときだけ議会を巻き込んでおいて、実際そうになったら全部皆さん行政が使っていくのです。これが今の実態です。この砂川市の実態なのです。これは、やっぱりだめです。約束はちゃんと守って、議長も堂々と乗ればいいではないですか。あれ市長と議長の共用車ですよ、あのクラウンを買ったのは。僕はエスティマで移動したことは議員としてないのですけれども、議会が使っているのか使っていないのかもわからないし、これはここで今事務局長に聞くわけにいかないから、いいのだけれども、確かにエスティマというものの使い勝手はよくなっているのだろうなというのは先ほどの部長のお話でわかりました。エスティマというのはいいだろうなと思っていました。だから、市長の車も本当はああいうクラスにして、環境に優しいといいながら市長が乗ってればもっと格好いいかなというふうにも思いますけれども、どうもクラウン、善岡市長は似合わない。もう少し小まめに、小まめにさっさつ、さっさつと動いていかれるのが善岡市長らしいなというふうには思うのですけれども、ただ、今私申し上げたとおりにあの2台というのは買うときの理由というのはちゃんとあるはずですから、きちっとした使い方をされたらどうかというふうに思います。市長専用車としてトヨタクラウンを使うとおっしゃるのなら、ちゃんと議会で話をさせていただいて、あなたたち乗る車ではないと、これは私の乗る車なのだと言言をしていただきたいと思います。

それから、4点目の職員の出張旅費の関係なのですが、実は同じようなことが私たち議員でもありまして、これは何があるかという政務調査費で、いろいろ視察や何かに行く場合なのですけれども、私たちは1円以上は必ず領収書をもらいます。それで、当然視察に行った途中での昼食は原則自分たちで皆さん多分払っていると思うのですけれども、僕も会派あったときは確実に昼食は自分たちのお金で出していましたし、宿泊もまさに実費で領収書をちゃんと添付しないと議会事務局で受けられませんので、ちゃんとしています。これは回数がどうのこうのという話ではなくて、基本的に税金で私たちも職員も動くわけですから、このところは市役所であればあるほど、行政であればあるほど誰が見てもおかしくないようなやり方をするのが行政だと思うのです。今決算の中で不正に使われたとか、そういう話は私は全然していませんから、条例に沿ったままで使われているのです。ただ、ここまでいろいろ新聞情報や何かで出張旅費のあり方というのが問われている現代、今みたいな丸めで1泊で幾ら、1回行って幾らというやり方はやっぱりそろそろ見直すべきではないのかなというふうに思うのです。今部長がおっしゃった例えば宿泊代は領収書も要らないわけですから、もっとはっきりおっしゃったのは金額を戻すことではないというふうにおっしゃっているのです。つまりさっき言った条例で決まっている道

外1泊1万3,900円、これ以下で安い例えばホテルに泊まったとしても、差額が出ますよね、その差額は戻すことはないということで、ではそれはどうなるのですか、行った人の懐に入ってしまうということを使ったと同じようなことになってしまうのではないですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

それはやっぱり……いや、これ一般質問ではないでしょう、平成23年度の旅費のあり方はどうなのかと私今聞いているので、続けていいですよ、議長何もおっしゃらないので、いいですよ。

そういうことというのは、市長が本当に行財政改革の鬼とまで言われて、自分でもおっしゃられるぐらいの人なのだから、やっぱり市長になったらいち早くこういうことはきちっとすると。よそに厳しく、庁内に優しいというだけでは困るのです。変えようとするものは早く変えて、何も変え方は簡単なことで、実費でかかった分だけやればいいだけのことではないのですか、行政ってそんなに難しいのですか。実際私たちは回数はそんなに多くはないけれども、政務調査費ではそういうふうになっているし、議会だよりでもちゃんと報告しているわけで、そんなに大変なことではないというふうに私は思いますので、ぜひとも今後そういうふうな実費で精算をするというような出張のあり方というふうになされたほうがよろしいのではないかなというふうに思いますが、この辺はどのようにお考えでしょうか。

もう一つ、日当というのはどうしてもなかなか、一般的にいうと理解はできないかなと、給料もらいながら仕事で行っているわけです。どんな状態でもお昼御飯って食べますよね、今お昼代だとかというお話もありました。それプラス交通費、交通費がかかれば、私たちも同じですけれども、領収書がもらえないような例えばバス代とかそういうのはきちっとそれは報告していますから、そんなやり方でしていけば本当にきれいに、どこに見せたって何言われたって大威張りでどんどん仕事をしていただきたいなというふうにも思いますので、ぜひそんなような改革といいますか、そんな大げさなことでもないような気はしますけれども、そんなふうにしていくお考えはないのかどうかということをお伺いして、終わりたいと思います。

○議長 東 英男君 市長。

○市長 善岡雅文君 どの部分を答えていいのか、まず財政状況と公共事業ということで、財政状況が三位一体のときから見れば、これは全国的に財政状況は好転しております。いつまでもつかは別の問題でございます。それを踏まえても、砂川市の予算規模、この予算規模に占める公共事業の割合というのは高いと。要するにこの予算規模でももっと美唄とか滝川は大きな予算規模あるのに、それよりも大きな公共事業を私は確保していると、その分は十分理解していただいていると。ただ、私は業界にも言いましたけれども、無駄な公共事業はやる気はないと。ただし、建設業、建築物についてはぼいぼいすぐ出てくるも

のではないですから、いろんなことを考えながらやっていくと。それがたまたま5億と言われるけれども、24年度は12億ぐらいになるのでしょうかけれども、過去の10億切って9億というもざらにございました。私はそういう長い歴史の中でどのぐらいかというのを見ているので、これが非常に少ないとは思っていません。ただ、あればあったにこしたことはないですけれども、ただ小黒議員均等と言うけれども、私が選挙のときになるべく公共事業は出たりへこんだりしないように均等にやりたいと、だけれども大きな建設費が前の年にあると、それを均等というのはちょっと難しいと。だけれども、例えば公営住宅の改修でも、それは棟数の調整なりいろんな調整はできるのだということ、トータルでご理解はいただいているつもりで、小黒さん、余りそこは心配なさらなくてもよろしいかなというふうに思っています。

それから、クラウンの関係につきましては、恐らく私が昨年、クラウン来てからというより、車があろうがなかろうが関係ないのですけれども、タクシー使っても行くのです、自分の車でも行くのですけれども、私が余りにも市民なりいろんなところに行く機会が異常にふえていると、いろんな団体に会ったり、それは全然酒飲む以外のところですよ、いろいろなところに行くので、恐らく議長は使いたいときに、私は関係なく使っているものですから、使う機会がぶつかって使えなかったと思うのです。だから、そういう理由で、私も少しセーブしてタクシーで行こうかなというふうにも思っておりますけれども、実際にはタクシーと、土日は原則タクシー使いながら、4分の3の嘱託職員ですから勤務時間オーバーしますので、なるべく平日に限って、土日はタクシーで行くか、葬儀程度なら自分の車で行くというのが大体何とか経費も削減しながらやっていく、運転手も勤務時間をオーバーしないようにやっていくのは、苦勞しながら私はある程度気を使ってやっているつもりですけれども、それにしても出る機会はやっぱり多いので、その分議長が使えなかったというふうに私は反省もしているところでございまして、使っている頻度からいうと、正直言うと私のやり方だと専用車が欲しいというのは正直な気持ちです。車の種類は問いません。ただ、かけ持ちするのに、自分が運転して事故起こして、もしスピード違反した場合にはすぐ進退にかかわる立場であるということは十分小黒さん理解していただきたいなど。市民の方は大分、私はこの旨全部行ったときに言いますので、車は必要だと。そうしたら、皆さん方は理解してくれています、体に気をつけてねと言われて。

それと、もう一つは旅費の関係なのですけれども、難しいのは国家公務員の旅費に関する条例、国も含めて定額制をとっている。定額制が一概に悪いのかといたら、私はそう思わない。事務の煩雑性を考えたときに、その精算の細かいのをやるのがいいのかどうかと、それは単価の問題であったり、ただ私は自分が手がけたからわかるのですけれども、飛行機代もエア・ドゥの料金にしてみたり、部長言わないから言うのですけれども、例えば函館でも6時に行って10時までには帰ってくれば日帰りなのです。うちはすごい基準を、ちょっと私も後悔しているのですけれども、健康管理上問題あるのではないかとされていてい

るのだけれども、それほどのことをやっているものですから、それが表に出てこない、マスコミが騒ぐのは定額制と。ただ、定額制の一長一短というのは私もわかっていまして、定額制というか実費制というのは、高いところは高く出てしまうのです。例えば会場に近いところのいいところに泊まろうとしたら高くなると。現実にやっているところでもいろんな工夫を凝らしているみたいだけれども、一長一短で、私は早急にトータルの額をどうするかという問題はありますけれども、私自身は一々領収書、件数が多いですから、それを計算してどうのとやる手間を考えて、それにかかわる人件費分を考えるのだったら、ある程度国が言う定額制というのも理解できる面もあるのですけれども、必ずしもそのままずっとそれでいいのだという考えではございません。率先して変えてきたように、ある程度のものについてはかなり職員に無理を強いている分野も。うちの場合は、函館の日帰りはやっぱりちょっと無理あったかなと反省もしているわけでごいまして、そんなものも含めながら検討の機会をいただければと。定額制というのは国の法律があるものですから、一気にいくというのは、政令市でやっているところはあるのかもしれないのですけれども、定額制というか、実費ですか。

〔「実費です」と呼ぶ者あり〕

それと、小黑さん、1つだけ、さっきの、ここで言うのも申しわけないのですけれども、あれ廃止したのは、附属機関の委員さんがこんなの要らないと、行革のときにゼロになってしまって、議会のほうに問い合わせたのです。そうしたら、実費弁償だからゼロとまらないよね、議員は要らないと言ったら寄附行為になるから、キロ何ぼなりバス賃という実費になったという経過ですから、それは連動していますので、私の言ったのは間違っていないということで、ひとつよろしくお願いします。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員（登壇）平成23年度一般会計決算について総括質疑を歳入について2点、歳出について3点させていただきます。

まず、歳入についての不納欠損について2点ほどお伺いいたします。まず、市税についてであります。市税全体を見れば対前年度比で収入済額1.7%増加し、収入未済額も11.4%減少する。大変努力をされておられますが、そして不納欠損額も21.2%と大きく減少しております。職員の皆さんの努力が見えるわけでありまして、ただ市民税を見ると不納欠損額が前年対比で41.1%と大幅に増加しておりますので、まずその内容と要因についてお伺いいたします。

不納欠損の2点目は、市営住宅使用料についてもお伺いいたします。この使用料についても収入未済額が前年対比で17.8%減少し、収入率は96.2%で対前年度比で0.4%上昇して、大変努力していることがわかります。しかし、不納欠損額が12.9%と大幅に増加しておりますので、その要因と対策について伺います。

次に、歳出について3点お伺いいたします。衛生費で中・北空知廃棄物連合に約1億7、

700万円ほど支出され、今歌志内市に建設中の焼却炉でございますけれども、この焼却施設の工事の進捗状況と来年春の稼働に向けての今後の具体的スケジュールについてちょっとお伺いしたいと思います。同時に、この焼却施設の建設に当たっては、先ほどもお話ありましたように震災復興財源の特別交付税の措置もあったりして、東日本大震災の瓦れき処理等についても条件と伺っておりましたが、その後の動向についてもお伺いしたいと思います。

2つ目に、住宅費で南吉野団地の建設費として約1億7,600万円支出し、団地の建てかえ工事は完了したようでありますけれども、これまでもいろいろご議論ありましたように、入居者の間で24時間換気システムなどの問題でトラブルが起きて、職員の皆さんが大変ご苦労されて解決したというふうにお伺いをしておりましたけれども、本当に問題が解決されたのか、その後の経緯についても伺いたいと思います。

最後に、消防費の中で災害対策費で危険家屋ですか、の緊急解体工事費として約300万ほど支出されておりますが、この工事費は家主や家の持ち主か、あるいは親族に払っていただくというふうにお聞きをしていたわけでありましてけれども、その経緯についてお伺いしたいと思います。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私のほうから、まず歳入についての1点目にありました市税についての中で、市税全体の不納欠損額が対前年比で大きく減少している中、市民税の不納欠損額が大幅に増加をしている内容と要因についてご答弁を申し上げます。

市税における不納欠損処分につきましては、滞納している徴収金がさまざまな理由により今後も徴収の見込みがないものなどについて処分を行うもので、平成23年度においても例年同様、5年を経過して消滅時効となる平成18年度以前の滞納分について、一部納付継続や滞納処分等で時効が中断しているものを除き実施した時効完成による処分を行うとともに、執行停止後3年経過による欠損処分、倒産、廃業などで財産がない者に対して行う即時欠損による処分を行ったところであります。結果といたしまして、平成23年度は市税全体の欠損処分量は1,680万4,763円で、昨年度に比べ21.2%、額にして450万8,573円の減となりました。減少の主な理由につきましては、平成22年度は倒産などの理由により法人に対して行った固定資産税などの即時欠損処分が約842万円ありましたが、平成23年度は約136万4,000円と大きく減少したことが要因となっております。ご質問のありました平成23年度の市民税の不納欠損額につきましては703万8,187円で、昨年度に比べ41.1%、額にして205万1,259円の増となりましたが、市民税の不納欠損額がふえた要因といたしましては、個人市民税が率で45.3%、額にして189万4,459円の増となったことが大きな要因であり、これは主に5年経過による時効完成分の処分量が昨年に比べて多かったことによるものであります。

続きまして、歳出の3点目になります。消防費の中の災害対策費の危険家屋緊急解体工事費支出に係る経緯についてご答弁を申し上げます。本年2月19日に発生いたしました西1条南2丁目の木造3階建ての旧店舗併用住宅の屋根が積雪により一部崩壊した件につきまして、建物の所有者は既に死亡しており、市外在住の親族も迅速な対応ができなかったことから、国道の通行車両並びに歩行者の安全確保と隣接する家屋への2次的被害を防止するため、豪雪による雪害と判断し、災害対策基本法の準用により所有者の親族の同意を得て市が緊急に解体工事を実施したところであります。解体工事につきましては、当初亀裂が生じた3階、国道側部分の壁を撤去し、北側壁が隣家に倒れないように内側に倒す必要最低限の工事を予定しておりましたが、屋根の積雪状況を確認した結果、2階、1階につきましても倒壊のおそれがあったため、建物全てを除去し、費用として301万7,700円を要したところであります。この費用につきましては、親族が負担することを明記した解体・撤去に係る同意書を徴しており、親族への全額の納付を求め、20款諸収入、4項2目弁償金として収入調定をいたしました。平成23年度中の一括納付は困難であるという申し出があり、協議を行った結果、平成24年度から分割納付が始まっているところであります。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 私のほうから住宅使用料の不納欠損のご質問と南吉野団地の24時間換気システムのご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、住宅使用料の不納欠損が大幅に増加した要因と今後の対策についてご答弁申し上げます。住宅使用料の収納につきましては、新たな滞納者を出さないように使用料の納付期限ごとに収納状況を確認し、滞納が発生した時点で督促状を発送しております。さらに、電話連絡や自宅訪問を行い、保証人への督促を行うなど早期の対応に努めております。また、新たに滞納額をふやさないように滞納者に納付誓約書を提出していただき、計画的な収納対応をしておりますが、滞納額が増加傾向にあるなど悪質な滞納者については内容証明郵便による催告書を送付し、収納を行っているところであります。その結果、平成23年度の現年度分の収入率につきましては99.4%で、対前年比で0.6%の上昇であり、滞納繰り越し分を合わせますと総体で0.4%の上昇となっております。また、平成23年度の不納欠損の内訳につきましては、退去後の居所不明による欠損が2件で1万8,776円、生活保護を受給している生活困窮者などが3件で44万6,140円、自己破産の申し立てによるものが1件で111万2,755円の計6件で157万7,671円を不納欠損としており、平成22年度の不納欠損額68万7,730円に比較すると129%の増加となっており、自己破産による不納欠損が増加の大きな要因であります。不納欠損に対する今後の対策につきましては、不納欠損に至らないように、前段でも申し上げましたが、収納対策を行い、新たな滞納者、滞納額をふやさないという方針で今後とも早期の対応に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

続きまして、南吉野団地の24時間換気システムについてのご質問にご答弁申し上げます。南吉野団地の24時間換気システムは、高断熱、高气密化した住宅の必要な換気回数の確保と換気不足による室内空気の汚染防止、結露やカビの発生を防止するために設定したものでありますが、昨年南吉野団地の入居者より、24時間換気システムの対応を検討してほしいとの要望があり、全戸を対象に聞き取り調査を行い、対応を検討したところがあります。入居者の換気システムに対する感じ方はさまざまでありましたが、必要な機能を確保した上で、住んでいる方ができるだけ快適に暮らしていただけるよう検討を重ねた結果、換気システムの風量を調節する方法と浴室照明と連動して一時的に換気システムを停止する方法を入居者の要望に応じて62戸中16戸に対して実施したことにより解決したものと判断しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 東 英男君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から衛生費についてご答弁申し上げます。

歌志内市に建設中のごみ処理施設の工事進捗状況につきましては、中・北空知廃棄物処理広域連合では現在壁、屋根、内装、設備の建築関係工事と計量器、プラントの電気計装設備工事などを予定どおり行っており、工事進捗率は9月末で80%台に達する見込みで、外観はネットで覆われていますが、施設の全体像がわかる状況となっております。今後のスケジュールにつきましては、外壁の完成と内部に設置する焼却炉、ボイラーなどのプラント機械を設置するための基礎工事などを進め、年明けには試運転を開始し、年度末には竣工するスケジュールとなっております。東日本大震災での瓦れき処理のその後の動向につきましては、国では平成25年度末までに災害廃棄物処理を完了する目標を設定しておりましたが、これを確実なものとするため、8月7日に東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表を策定し、都道府県知事へ通知しております。北海道では岩手県の災害廃棄物処理の広域処理を推進しておりましたが、この通知では岩手県における不燃混合物については原則県内処理による調整を図り、可燃物、木くずについては目標期間内の処理が見込まれる状況となり、新たな受け入れ先の調整は行わないとされていることから、北海道への受け入れの要請はないものと受けとめているところであります。

○議長 東 英男君 土田政己議員。

○土田政己議員 総括ですので、私もすぐ終わりたいと思いますが、市税については6月で一般質問させていただきまして、滞納状況とか何かの話をさせていただいた経過がありますが、あのときの皆さんのご努力で1,700万円ほど滞納額減ったけれども、しかし依然として1億2,000万の市税の滞納があるという状況を市民の皆さんにご報告申し上げますと、市民の皆さんがびっくりしまして、やっぱり1億以上の税金の滞納というのは、非常に市の財源としては、自主財源ですから大きいわけなのです。そういう意味で、収納についての努力を一層してほしいという声がいりいり寄せられました。特に不納欠損については、今お話ありましたようにここはもうだめと処理をしてしまうことですから、

我々もできるだけ不納欠損を少なくしていくことが非常に重要な点だというふうにも考えておりますので、今お話ありましたように市民税あるいは住宅使用料についても多くは今の不況のもとでの廃業とかそういうことが理由になっておりますけれども、市民税を聞きますと破産というか、ですから百何万も大きくたまらないというか、そういううちに解決できればよかったのかなというふうにも思っておりますので、一層の努力をお願いしたいというふうにも思っております。

それから、順序が違いますが、総務部長答弁ありましたので、消防費の関係でいうと、今お話の答弁でわかったわけですが、ことしの大雪でこういう状況になったのですけれども、今後もこういうことが起こり得ることがあるのです。したがって、これからの対応として、この教訓で、基本的には親族とかそういう人たちが払っていくのが基本なのですけれども、市としての対応策もしっかり考えていかないと、もし払ってくれなければどうなるのかという状況もありますので、危険なものは市としても責任を持って壊すという状況についても今後よく検討していただきたいというふうにも思っておりますので、もしその辺のお考えがあればお伺いしておきたいと思えます。

もう一点、住宅費の関係でいいますと、今部長から、私たちも大変議会でも議論になりましたし、それから市の関係職員の皆さんの努力で解決されたというふうにも伺っていたのですが、またこの秋、冬場を迎えて、換気システムがあつて云々というお話も地域の住民の方からも聞くものですから、私たちはきちっと解決されたのだなと理解しておりましたし、私たちもその声をきょう確認した上で、皆さんの同意ができていくということであれば、そのように説明したいと思えますので、まだ理解されていない人がいるのかどうか、全員が理解されたのか、全体では理解されたというふうにも答弁がありましたけれども、理解されていない人がいるのではないのかというふうにもお伺いしますが、その辺もしわかればお伺いしたいというふうにも思っております。

それから、歌志内の関係はわかりました。試運転が始まるという話も聞いておりましたけれども、今のお話でしたら来年に入つてすぐ試運転をされるだろうということと、がれきは国の指示で受け入れなくてもいいということになったということですから、私たちも余計な心配をしなくてもいいなというふうにも思っておりますので、その件は理解しましたので、この2件についてだけお伺いしておきたいと思えます。

○議長 東 英男君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 私のほうから空き家の関係を答弁させていただきます。

空き家につきましては、北海道市長会のほうでもことしの豪雪を踏まえながら各市の課題として、財政措置、所有者が壊せない場合例えば行政が壊して、行政代執行なり壊して、その費用負担した部分についての財源措置ということで要望等も出されておりますけれども、個人の財産ということで、本来的には一義的にはやはり所有者が解体すべきということで、なかなかそれらの財源措置は難しいということも言われている状況もあります。空

き家に関しましては、今庁内で空き家の検討会議等も開催しながら、基本的にはいかに管理されない空き家にならないかというのも大事なことだと思いますので、全体的に空き家対策というものを庁内で検討しておりますので、それらの方向性を出しながら市民に周知を図りながら、適正に家屋を管理していただけるようになるべく検討を進めておりますので、その点についてはご理解を賜りたいと存じます。

○議長 東 英男君 建設部長。

○建設部長 金田芳一君 換気システムのお話でございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、16戸の世帯に対して対応を行ったと。これで解決をしたということで担当のほうから報告を受けておりますけれども、今議員さんがおっしゃったことに対しましては再度調査を行って、実態把握をしてから、もしまた何らかの形でそういうふうな事情がありましたら、再度その方とお話をしまして対応をとりたいと、このように考えてございます。

○議長 東 英男君 他に発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第16号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第17号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第17号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第18号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第18号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第19号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第19号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第20号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第20号の総括質疑を終わります。

続いて、議案第21号の総括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで議案第21号の総括質疑を終わります。

以上で各議案に対する総括質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております6議案は、12名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中継続審査を行うことにしたいと思っております。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

決算審査特別委員会委員に飯澤明彦議員、一ノ瀬弘昭議員、小黒弘議員、北谷文夫議員、沢田広志議員、多比良和伸議員、辻勲議員、土田政己議員、増井浩一議員、増田吉章議員、増山裕司議員、水島美喜子議員、以上のとおり指名します。

日程第6 諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 東 英男君 日程第6、諮問案第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 諮問案第1号。ただいま上程いただきました人権擁護委員の推薦について意見を求める案件でございますが、前委員の二宮健志氏が本年4月末をもって辞任されたことに伴い、後任としまして人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、次の者を推薦することにいたしたいと存じます。

記名してございます佐藤正一郎氏を推薦いたしたいと存じますので、よろしく願いをいたします。

履歴につきましては、裏面に記載のとおりでございます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより諮問案第1号の質疑、討論を省略し、直ちに採決します。

本案を、原案のとおり可と答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可と答申することに決定しました。

日程第7 報告第1号 平成23年度砂川市健全化判断比率の報告について

○議長 東 英男君 日程第7、報告第1号 平成23年度砂川市健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 報告第1号 平成23年度砂川市健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成23年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、別紙のとおり審査意見書が提出されましたので、健全化判断比率について報告をするものであります。

平成23年度の各健全化判断比率は、、実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する比率であります。黒字となっておりますので、比率はなしであり、前年度と同様となっております。、実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率であります。17.3%であります。前年度は18.9%でありましたので、1.6%低下しているところであります。、将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。76.4%であります。前年度は109.7%でありましたので、33.3%低下しているところであります。各健全化判断比率につきましては、表の右欄に記載の早期健全化基準を下回っているものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第1号の報告を終わります。

日程第8 報告第2号 平成23年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告
について

報告第3号 平成23年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告に
ついて

○議長 東 英男君 日程第8、報告第2号 平成23年度砂川市下水道事業の資金不足比率の報告について、報告第3号 平成23年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についての2件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 金田芳一君（登壇） 報告第2号 平成23年度砂川市下水道事業の資金不足比率についてご報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成23年度砂川市下水道事業の資金不足比率を監査委員の意見を付して報告するものであります。

内容につきましては、平成23年度下水道事業特別会計決算において歳入総額9億510万4,000円に対し、歳出総額9億453万円で57万4,000円の剰余額となり、資金不足額が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 市立病院事務局長。

○市立病院事務局長 小俣憲治君（登壇） 報告第3号 平成23年度砂川市病院事業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、平成23年度砂川市病院事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、審査意見書が提出されましたので、資金不足比率について報告するものであります。

平成23年度病院事業会計の決算では、流動資産35億9,648万2,000円、流動負債4億1,592万円となり、資金不足が生じないことから、資金不足比率は発生しないものであります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長 東 英男君 以上で提案説明を終わります。

これより報告第2号及び第3号の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で第2号及び第3号の報告を終わります。

日程第9 報告第4号 監査報告

報告第5号 例月出納検査報告

○議長 東 英男君 日程第9、報告第4号 監査報告、報告第5号 例月出納検査報告の2件を一括議題とします。

監査報告及び例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で監査報告及び例月出納検査報告を終わります。

日程の追加

○議長 東 英男君 お諮りします。

増田吉章議員より議会運営委員辞任の申し出があり、砂川市議会委員会条例第14条の規定により、これを許可しました。

このことから、議会運営委員の欠員補充の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思えます。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、議会運営委員の欠員補充の選任についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1 議会運営委員の欠員補充の選任について

○議長 東 英男君 追加日程第1、議会運営委員の欠員補充の選任についてを議題とします。

選任の方法については、砂川市議会委員会条例第8条の規定に基づき、議長が指名します。

議会運営委員に一ノ瀬弘昭議員を指名します。

お諮りします。

ここで会議を休憩し、休憩中に議会運営委員会を開会して、砂川市議会委員会条例第9条の規定に基づき互選をし、議長までお知らせいただき、本会議で氏名を報告したいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時32分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長の氏名を報告します。

議会運営委員会委員長に沢田広志議員、同副委員長に一ノ瀬弘昭議員、以上のとおり決定しましたので、報告します。

暫時休憩します。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時33分

○議長 東 英男君 休憩中の会議を再開します。

日程第10 意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

意見案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について

意見案第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書について

○議長 東 英男君 日程第10、意見案第1号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について、意見案第2号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書について、意見案第3号 米海兵隊の垂直離着陸輸送機オスプレイの配備撤回を求める意見書についての3件を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

説明省略とのことではありますが、説明省略にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、説明を省略します。

これより意見案第1号から第3号に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、意見案第1号から第3号までを一括採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長 東 英男君 これにて日程のすべてを終了いたしました。

平成24年第3回砂川市議会定例会を閉会します。

一言ご挨拶申し上げます。各議員さん、理事者の皆さんのお力添えによりまして予定どおり終わらせていただきました。ありがとうございます。

閉会 午後 3時36分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成24年9月12日

砂川市議会議長

砂川市議会副議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員